

338.1

0.57

臨時資金調整法令

大藏省編

967

247

大藏省編纂
昭和十八年十一月改訂

臨時資金調整法令

338.1
0.57



目次

臨時資金調整法……………一頁

臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件……………八

同上……………八

大東亞戰爭ノ呼稱ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律……………九

昭和十七年法律第九號大東亞戰爭ノ呼稱ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律施行ニ關スル件……………九

臨時資金調整法施行令……………一五

臨時資金調整法施行細則……………二九

臨時資金調整法ニ依ル貯蓄債券ノ割増金ニ關スル件……………三二

臨時資金調整法ノ規定ニ依ル報國債券ノ割増金ニ關スル件……………三三

株式讓渡命令ニ關スル件……………三三

臨時資金調整法ノ規定ニ基ク命令ノ件……………三三

臨時資金調整法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件……………三三

臨時資金調整法ヲ臺灣ニ施行スルノ件……………三三

臨時資金調整法ヲ樺太ニ施行スルノ件……………三三

關東州臨時資金調整令……………三三

南洋群島臨時資金調整令……………三四

事業資金調整標準ニ關スル件……………三五

自治的資金調整標準……………三九

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準……………四一

第一、礦業……………四一

第二、工業……………四五



臨時資金調整法令正誤表

臨時資金調整法令正誤表

頁	行	誤	正
三	一三	項ニ規定スル……… 第十五條第一項中「………」	項ニ規定スル……… 前項ニ規定スル……… 全部削除
五	八及九	本法ハ第十條ノ三乃至第十條ハ、	本法ハ第十條ノ三乃至第十條ノ八
七	九	改正 昭和十八年十一月一日勅令第八百五十五號	改正 昭和十八年九月十三日勅令第七百十二號
九	六	改正 昭和十八年九月十三日勅令第五百八十七號	改正 昭和十八年十一月一日勅令第八百五十五號
三二	一五	(昭一七ノ四勅三六三)	(昭一七ノ四勅三六三)(昭一八ノ八勅六七九)
三二	一七	(昭一八ノ八勅六七九)(昭一九ノ九勅七二二)	(昭一八ノ九勅七二二)
三三	一九	(昭一九ノ九勅七二二)(昭一九ノ九勅七二八)	(昭一九ノ九勅七二二)(昭一九ノ九勅七二八)
三四	二	(昭一九ノ九勅七二八)	(昭一九ノ九勅七二八)
三四	四	一條………第七條ノ二、第十條ノ七、第十一條	一條………第七條ノ二、第十條ノ四乃至第十條ノ七、第十一條
六三	一八	〔朝鮮〕應田用「マイル」乙	〔朝鮮〕應田用「マイル」乙口
一〇九	一八	第六條	第六號
一一二	二	改正 昭和十八年十月一日大藏省令	改正 昭和十八年九月十四日農林、大藏、厚生省令
一一八	二	改正 農林省令	改正 昭和十八年十月一日大藏、農林省令
一九九	二	産業組合	市町村農業會、産業組合
一九九	二	(昭一八ノ二〇)	(昭一八ノ二〇)
一九九	二	國債貯金ニ對スル利子ニ付亦同ジ所得税法………	國債貯金ノ利子ニ付亦同ジ所得税法………
一九九	二	又ハ産業組合ハ	市町村農業會又ハ産業組合ハ道府縣農業會、農林中央金庫
一九九	二	産業組合中央金庫	農林中央金庫
一九九	二	産業組合聯合會	道府縣農業會又ハ産業組合聯合會
一九九	二	産業組合中央金庫	農林中央金庫
一九九	二	之ヲ準用ス第一項ノ………	之ヲ準用ス
一九九	二	並ニ産業組合聯合會	並ニ道府縣農業會、産業組合聯合會
一九九	二	産業組合中央金庫	農林中央金庫
一九九	二	産業組合聯合會	道府縣農業會、産業組合聯合會
一九九	二	産業組合中央金庫	農林中央金庫
一九九	二	産業組合聯合會	道府縣農業會、産業組合聯合會
一九九	二	産業組合中央金庫	農林中央金庫

以上

第三、農林業……………八〇

第四、水産業……………八二

第五、交通業……………八三

第六、商業……………八五

第七、雜業……………八七

第八、其ノ他ノ事業及施設……………八九

◎臨時資金調整委員會官制……………九一

◎臨時資金審査委員會官制……………九二

◎貸付協議書、認可申請書、許可申請書等様式……………九三

◎土地其ノ他ノモノヲ收用シ又ハ購入シタル者等ノ報告ニ關スル件……………一〇九

◎國債貯金規則……………一一八

◎貯蓄券規則……………一一九

◎大藏省告示第三二三號(臨時資金調整法施行令第九條ノ二第六號ニ依ル指定)……………一二〇

◎臨時資金調整法 (昭和十二年九月十日 法律第八十六號)

改正

昭和十四年四月二十二日	法律第八十六號
昭和十五年三月三十日	法律第七十六號
昭和十六年三月十八日	法律第六十八號
昭和十七年四月十一日	法律第五十四號
昭和十八年四月十一日	法律第四十六號(農業團體法)



第一條 本法ハ大東亞戰爭ニ關聯シ物資及資金ノ需給ノ適合ニ資スル爲國內資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス(昭一七ノ二法九改正)

第二條 銀行、信託會社、保險會社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、戰時金融金庫、道府縣農業會及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會(以下金融機關ト總稱ス)ハ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ金融機關ニ非ズシテ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者(以下之ヲ證券引受業者ト稱ス)有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキ亦同ジ(昭一七ノ四法八四改正)(昭一八ノ三法四六改正)

第三條 金融機關又ハ證券引受業者前條ノ貸付又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ニ關シ本法ノ目的ニ從ヒ政府ノ適當ト認ムル方法ニ依リ自治的ニ調整ヲ爲スモノナルトキハ之ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

第四條 命令ノ定ムル會社ノ設立ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ニシテ命令ノ定ムルモノニ付亦同ジ

命令ノ定ムル會社左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ノ許可ヲ受クベシ(昭一四ノ四法八六改正)

一 第二回以後ノ株金ノ拂込ヲ爲サシメントスルトキ

二 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ社債ヲ募集セントスルトキ

第四條ノ二 命令ノ定ムル限度ヲ超ユル事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル者ハ之ニ付政府ノ許可ヲ受クベシ

臨時資金調整法

但シ命令ノ定ムル者及左ノ各號ノ一ニ該當スル資金ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ(昭一四ノ四法八六改正)

- 一 金融機關ヨリノ借入金
 - 二 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメタル社債ノ收入金
 - 三 本法ニ依リ設立又ハ資本増加ニ付認可ヲ受ケタル場合ノ會社ノ第一回拂込株金又ハ出資金
 - 四 本法ニ依リ拂込又ハ募集ニ付許可又ハ認可ヲ受ケタル場合ノ會社ノ拂込株金又ハ社債收入金
- 第五條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條、第四條又ハ前條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシム
(昭一四ノ四法八六改正)

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ日本銀行ノ負擔トス

第一項ノ場合ニ於テ當該事務ニ從事スル日本銀行職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

第六條 日本興業銀行ハ五十億圓ヲ限リ日本興業銀行法第十二條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ債券ヲ發行スルコトヲ得(昭一四ノ四法八六改正)(昭一六ノ三法一八改正)(昭一七ノ四法八四改正)

日本興業銀行ハ其ノ債券借換ノ爲債券ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

日本興業銀行法第十六條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

政府ハ日本興業銀行ノ發行スル債券ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得(昭一四ノ四法八六改正)(昭一六ノ三法一八改正)(昭一七ノ四法八四改正)

第七條 資金ハ金資金特別會計法第四條ノ規定ニ依ルノ外之ヲ興業債券ニ運用スルコトヲ得

第七條ノ二 商工組合中央金庫ハ五千萬圓ヲ限リ商工組合中央金庫法第三十一條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ債券ヲ發行スルコトヲ得(昭一七ノ四法八四改正)

商工組合中央金庫ハ其ノ債券借換ノ爲債券ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

商工組合中央金庫法第三十三條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第八條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第九條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ擔保附社債信託法ニ依ル物上擔保ヲ附スルコトヲ要ス

第十條 政府ハ第八條ノ規定ニ依リ資本ヲ増加シタル會社又ハ前條ノ規定ニ依リ社債ヲ募集シタル會社ニ對シ其ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十條ノ二 政府ハ土地其ノ他ノモノニシテ命令ノ定ムルモノヲ收用セラレ若ハ賣却シタル者又ハ其ノ利害關係人ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ代價トシテ受クル金錢ノ處分ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得(昭一七ノ四法八四改正)

第十條ノ三 政府ハ國民貯蓄ノ増強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ銀行、信託會社、保險會社、市街地信用組合其ノ他命令ノ定ムル者ニ對シ方法又ハ條件ヲ指定シ資金ノ吸收ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得(昭一八ノ四法八七改正)

第十條ノ四 政府ハ國民貯蓄ノ増強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル貯蓄ニ充ツルコトヲ得ル證券ヲ發行シ又ハ命令ノ定ムル者ヲシテ發行セシムルコトヲ得前項ニ規定スル證券ハ無記名トシ賣出ノ方法ニ依リ之ヲ發行スルモノトス(昭一八ノ四法八七改正)

第十條ノ五 政府ハ國民貯蓄ノ増強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ貯蓄債券及報國債券ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル者ヲシテ抽籤ヲ以テ割増金ヲ附スルコトヲ得ル債券其ノ他ノ證券ヲ發行セシムルコトヲ得

商法第二百九十六條乃至第二百九十八條、第二百九十九條第一項、第三百五條及第三百十七條ノ規定ハ前項ニ規定スル債券ガ社債ナル場合ニハ之ヲ適用セズ

第一項ニ規定スル證券ノ發行ニ依ル收入金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ運用スベシ

前條第二項ノ規定ハ第一項ニ規定スル證券ニ之ヲ準用ス(本條昭一八ノ四法八七改正)

第十條ノ六 第十條ノ四ノ規定ニ依リ命令ノ定ムル者ノ發行スル證券及前條第一項ニ規定スル證券ニハ印紙稅ヲ課セズ

通貨及證券模造取締法ハ第十條ノ四及前條第一項ニ規定スル證券ノ模造ニ之ヲ準用ス

第十條ノ七 政府ハ國民貯蓄ノ増強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル者ヲシテ抽籤ヲ

967
247

以テ割増金ヲ附スルコトヲ得ル預金ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得

第十條ノ八 第十條ノ三、第十條ノ五第一項若ハ前條ノ規定ニ基ク貯蓄又ハ第十條ノ四ノ貯蓄ヲ爲ス者ニ付テハ命令ノ定

ムル所ニ依リ當該貯蓄ノ利子又ハ利益ニ關シ租税ノ減免ヲ爲スコトヲ得

第十一條 資金使用ノ調整ニ關シ重要ナル事項ヲ調査審議スル爲臨時資金調整委員會ヲ置ク

臨時資金調整委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 第二條、第四條、第四條ノ二、第八條又ハ第九條第一項ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ニ關スル處分ニシテ事案ノ

重要ナルモノニ付テハ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ(昭一四ノ四法八六改正)

臨時資金審査委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 政府ハ日本勸業銀行ヲシテ收入金二十億圓ニ達スル迄貯蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得(昭一四ノ四法八六改

正)(昭一六ノ三法一八改正)(昭一七ノ四法八四改正)

貯蓄債券ハ無記名トシ券面金額ヲ三十圓以下トス

第十四條 貯蓄債券ハ發行ノ翌年ヨリ三十五年内ニ毎年二回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スベシ

貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ賣出價格ノ三百倍以内ノ割増金ヲ附與スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣之ヲ定ム

(昭一五ノ三法七〇改正)

前項ノ割増金ハ主務大臣ノ定ムル價格ニ依リ國債證券ヲ以テ交付スルコトヲ得

第十四條ノ二 政府ハ日本勸業銀行ヲシテ收入金十五億圓ニ達スル迄報國債券ヲ發行セシムルコトヲ得(昭一五ノ三法七

〇改正)(昭一七ノ四法八四改正)

報國債券ハ無記名トシ券面金額ヲ十圓以下トス

第十四條ノ三 報國債券ハ無利子トシ券面金額ヲ以テ之ヲ賣出スモノトス(昭一五ノ三法七〇改正)

第十四條ノ四 報國債券ハ發行ノ翌年ヨリ十年内ニ之ヲ償還スベシ(昭一五ノ三法七〇改正)

報國債券ニハ抽籤ヲ以テ割増金ヲ附スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣之ヲ定ム(昭一七ノ四法八四改正)

第十四條ノ五 報國債券ノ所有者ガ長期ニ互リ郵便官署又ハ日本勸業銀行ニ其ノ債券ノ保管ヲ委託シタル場合ニ於テハ主

務大臣ノ定ムル所ニ依リ當該債券ニ割増金ヲ附スルコトヲ得(昭一五ノ三法七〇改正)

第十五條 復興貯蓄債券法第三條ノ規定ハ貯蓄債券ニ、同法第六條、第七條第一項及第八條並ニ日本勸業銀行法第三十五

條ノ二第一項乃至第三項、第三十五條ノ三、第四十條及第四十二條ノ規定ハ貯蓄債券及報國債券ニ之ヲ準用ス但シ日本

勸業銀行法第三十五條ノ二第一項中二十圓トアルハ三十圓トス(昭一五ノ三法七〇改正)(昭一七ノ四法八四改正)(昭一

八ノ四法八七改正)

商法第二百九十六條乃至第二百九十八條、第三百五條及第三百十七條ノ規定ハ貯蓄債券及報國債券ニハ之ヲ適用セズ

(昭一八ノ四法八七改正)

第十五條第一項中「第三十五條ノ二乃至第三十五條ノ四」ヲ「第三十五條ノ二第一項乃至第三項、第三十五條ノ三」ニ改メ同

條第二項中「第二百九十八條」ノ下ニ、「第三百五條及第三百十七條」ヲ加フ

第十五條ノ二 政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ銀行、信託會社、證券引受業者其ノ他ノ者ニシテ命

令ノ定ムルモノニ對シ價格、方法其ノ他必要ナル事項ヲ定メ有價證券ノ賣買ヲ爲シ又ハ政府ノ指定スル法人ノ爲ニ有價

證券ノ賣買ノ代理若ハ媒介ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得(昭一八ノ四法八七改正)

第十五條ノ三 政府ハ前條ノ規定ニ依リ有價證券ノ賣却又ハ其ノ代理若ハ媒介ヲ爲サシムル爲必要アリト認ムルトキハ命

令ノ定ムル所ニ依リ銀行、信託會社、證券引受業者其ノ他ノ者ニシテ命令ノ定ムルモノニ對シ種類、數量其ノ他必要ナ

ル事項ヲ定メ有價證券ヲ保有スベキコトヲ命ズルコトヲ得(昭一八ノ四法八七改正)

第十五條ノ四 政府ハ第十條ノ三又ハ前二條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタ

ル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得(昭一八ノ四法八七改正)

第十五條ノ五 政府ハ株式ノ市價安定ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ金融機關其ノ他命令ノ定ム

ル者ニ對シ其ノ所有スル株式ノ一部ヲ戰時金融庫又ハ日本證券取引所ニ對シ時價ヲ以テ讓渡スベキコトヲ命ズルコト

ヲ得(昭一八ノ四法八七改正)

第十六條 政府ハ資金ノ狀況ヲ調査スル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ關シ關

係者ヨリ報告ヲ徴シ又ハ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

一 資金ノ需給及移動ニ關スル事項

- 二 有價證券ニ關スル事項
 - 三 國際收支ニ關スル事項
 - 四 事業ノ資金計畫ニ關スル事項
 - 五 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル事項(昭一四ノ四法八六改正)
- 第十六條ノ二 政府ハ第四條ノ二ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ又ハ第四條、第四條ノ二、第八條若ハ第九條ノ規定ニ依ル認可若ハ許可ニ附シタル條件ニ違反シテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ中止ヲ命ズルコトヲ得(昭一四ノ四法八六改正)
- 第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス(昭一七ノ四法八四改正)
- 一 第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲シタル者
 - 二 第四條第二項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ株金拂込ノ催告又ハ社債ノ募集ヲ爲シタル者(昭一四ノ四法八六改正)
 - 三 第四條ノ二ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ又ハ第四條、第四條ノ二、第八條若ハ第九條ノ規定ニ依ル認可若ハ許可ニ附シタル條件ニ違反シテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲シタル者(昭一四ノ四法八六改正)
 - 四 第十五條ノ二又ハ第十五條ノ五ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者(昭一八ノ四法八七改正)
 - 第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス(昭一七ノ四法八四改正)
 - 一 第十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者
 - 二 第十條ノ二ノ規定ニ基キ金錢ノ處分ニ關シ發スル命令ニ違反シタル者
 - 三 第十條ノ三又ハ第十五條ノ三ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者(昭一八ノ四法八七改正)
 - 四 第十六條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者
 - 五 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政府ニ提出スベキ許可又ハ認可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者
 - 第十八條ノ二 第十六條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス(昭一七ノ四法八四改正)

第十九條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前三條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前三條ノ罰金刑ヲ科ス(昭一七ノ四法八四改正)

第二十條 當該官吏、委員若ハ第五條第三項ニ規定スル日本銀行職員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得タル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス(昭一七ノ四法八四改正)

第二十一條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附則

- 本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 本法ハ第十條ノ三乃至第十條八、第十四條及第十四條ノ三乃至第十五條ヲ除キ大東亞戰爭終了後一年內ニ之ヲ廢止スルモノトス(昭一五ノ三法七〇改正)(昭一七ノ二法九改正)(昭一八ノ四法八七改正)
- 附則(昭和十四年四月二十二日法律第八十六號)
 - 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 - 附則(昭和十五年三月三十日法律第七十號)
 - 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 - 附則(昭和十六年三月三日法律第十八號)
 - 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 - 附則(昭和十七年二月十八日法律第九號)
 - 本法施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 - 附則(昭和十七年四月一日法律第八十四號)
 - 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 - 附則(昭和十八年三月十一日法律第四十六號)(農業團體法)
 - 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム(以下略)
 - 附則(昭和十八年四月一日法律第八十七號)

臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件 大東亞戰爭ノ呼稱ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件 (昭和十二年九月十四日)
(勅令第四百九十二號)

臨時資金調整法第十一條ノ規定ハ昭和十二年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

◎臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件 (昭和十二年九月二十五日)
(勅令第五百二十六號)

臨時資金調整法中未ダ施行セザル規定ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

◎大東亞戰爭ノ呼稱ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律
(昭和十七年二月十八日)
(法律第九號)

勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ヲ除クノ外各法律中「支那事變」ヲ「大東亞戰爭」ニ改ム

附則

本法施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

◎昭和十七年法律第九號大東亞戰爭ノ呼稱ヲ定メタルニ伴フ

各法律中改正法律施行ニ關スル件 (昭和十七年二月二十八日)
(勅令第五百十號)

各法律中支那事變特別稅法トアルハ昭和十七年法律第九號ニ依リ改メラルルコトナシ
昭和十七年法律第九號及前項ノ規定ハ昭和十七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎臨時資金調整法施行令 (昭和十二年九月二十五日)
(勅令第五百二十七號)

改正	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年
	八月二十五日	四月二十二日	四月十三日	七月十一日	七月十七日	九月十三日
	勅令第五百九十九號	勅令第二百二十四號	勅令第三百六十四號	勅令第三百六十七號	勅令第五百八十七號	勅令第五百八十七號

第一條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口五萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ貸付總額五萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキ亦同ジ(昭一三ノ八勅五九〇改正)
前項ニ五萬圓以上トアルハ左ニ掲グル事業設備ニシテ主務大臣ノ定ムルモノノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル資金ノ貸付ニ付テハ三萬圓以上トス(昭一四ノ四勅二二四改正)

昭和十七年法律第九號大東亞戰爭ノ呼稱ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律施行ニ關スル件 臨 九
臨時資金調整法施行令

- 一 化粧品、化粧用具、喫煙用具、身邊用細貨類、毛皮製品、羽毛製品若ハ羽毛ヲ用ヒタル製品、皮革製品、玩具、室内遊戯具、樂器、樂器部分品若ハ附屬品、室内裝飾用品、照明器具、家具、致醉飲料、清涼飲料、調味料、菓子又ハ飴ノ製造用ノ設備
 - 二 映畫製作用ノ設備
 - 三 物品販賣用ノ設備
 - 四 理容店用、浴場用、旅館用、料理店用又ハ貸席用ノ設備
 - 五 興行用ノ設備
 - 六 社交用、娛樂用又ハ遊興用ノ設備
- 第二條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關又ハ證券引受業者額面總額五萬圓以上ノ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同ジ)ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ(昭一三ノ八勅五九〇改正)
- 第三條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セス
- 一 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ借入ルル資金ノ貸付ヲ爲ストキ
 - 二 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ發行スル有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ
 - 三 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ
- 行政官廳前項ノ認可又ハ許可ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前二條ノ主務大臣ニ協議スベシ
- 第四條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ハ資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ)二十萬圓以上ノ會社トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ(昭一三ノ八勅五九〇改正)
- 一 特別ノ法令ニ依リ設立セララル會社
 - 二 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受クベキ會社又ハ行政官廳ノ命令ニ依

リ設立セララル會社(昭一七ノ四勅三六七改正)

三 目的トスル事業ノ全部ニ付行政官廳ノ許可(企業許可令第三條ノ許可ヲ除ク)又ハ免許ヲ受クベキ會社(昭一六ノ一二勅一〇六改正)

行政官廳前項第二號又ハ第三號ニ掲グル會社ニ付認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ(昭一七ノ四勅三六七改正)

第五條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ハ左ニ掲グルモノトス但シ行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ(昭一三ノ八勅五九〇改正)

一 資本金二十萬圓以上ノ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更

二 資本増加又ハ合併ニ因リ資本金二十萬圓以上ノ會社ト爲ルベキ場合ニ於ケル資本増加又ハ合併

行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

第六條 臨時資金調整法第四條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベキ會社ハ資本金二十萬圓以上ノ會社トス但シ同項ニ掲グル事項ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ當該事項ヲ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ(昭一三ノ八勅五九〇改正)(昭一四ノ四勅二二四改正)

行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

第六條ノ二 臨時資金調整法第四條ノ二ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベキ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ限度ハ五萬圓トス但シ第一條第二項ニ掲グル事業設備ニシテ主務大臣ノ定ムルモノニ付テハ其ノ限度ヲ三萬圓トス(昭一四ノ四勅二二四改正)

第六條ノ三 臨時資金調整法第四條ノ二但書ノ規定ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付許可ヲ受クルコトヲ要セザル者ハ左ノ各號ニ掲グル者トス(昭一四ノ四勅二二四改正)

一 北海道、府縣、府縣組合、市町村、市町村組合、町村組合、市町村内ノ區、市町村學校組合、町村學校組合及學區

臨時資金調整法施行令

二 當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ付行政官廳ヲ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタル者又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲ス者

三 第四條第一項各號ノ一ニ該當スル會社又ハ第五條第一項但書ニ該當スル資本増加ヲ爲シタル會社ニシテ第一回拂込株金又ハ出資金ニ依リ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スモノ

四 第六條第一項但書ニ該當スル會社ニシテ第二回以後ノ拂込株金又ハ社債收入金ニ依リ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スモノ

行政官廳前項第二號ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ大藏大臣及軍需大臣ニ協議スベシ(昭一八ノ一一勅八五五改正)

第七條 臨時資金調整法第二條、第四條又ハ第四條ノ二ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシムルニ付必要ナル事項ハ大藏大臣軍需大臣及農商大臣ニ協議シテ之ヲ定ム(昭一四ノ四勅二二四改正)(昭一八ノ一一勅八五五改正)

第八條 臨時資金調整法第六條ノ規定ニ依ル保證ヲ爲スニ付必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第九條 左ニ掲グル事業ヲ營ム會社ハ大藏大臣及軍需大臣ノ認可ヲ受ケ臨時資金調整法第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ株金全額拂込前ト雖モ資本ヲ増加シ又ハ商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得(昭一八ノ一一勅八五五改正)

- 一 航空機製造事業
- 二 金屬工機械製造事業
- 三 兵器及兵器部分品製造事業
- 四 鋼船製造事業
- 五 製鐵事業

六 産金事業

七 石炭鑛業

八 石油鑛業、石油精製業及石油輸入業

第九條ノ二 大藏大臣ハ左ノ各號ノ一ニ掲グルモノヲ收用セラレ若ハ賣却シタル者又ハ其ノ利害關係人ニ對シ其ノ代價トシテ受ケル金銭ノ全部若ハ一部ヲ以テ國債其ノ他大藏大臣ノ指定スル有價證券ヲ買入保有シ又ハ當該金銭ノ全部若ハ一部ヲ大藏大臣ノ指定スル者ニ對スル預金、金銭信託若ハ貸付金ト爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得(昭一七ノ四勅三六七改正)(昭一八ノ七勅五八七改正)

- 一 土地、建物、船舶又ハ樹木ノ集團
- 二 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外事業ニ屬スル設備
- 三 地上權、永小作權又ハ土地若ハ建物ノ賃借權
- 四 特許權、鑛業權又ハ漁業權
- 五 書畫又ハ骨董
- 六 其ノ他大藏大臣ノ指定スルモノ

前項ノ預金、金銭信託及貸付金ノ利率、期限其ノ他ノ條件ハ大藏大臣之ヲ定ム(昭一八ノ七勅五八七改正)

第十條 臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯スベシ

第十一條 第一條及第二條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行、信託會社、保險會社及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣、農工組合中央金庫、農林中央金庫、道府縣農業會及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農商大臣トシ第四條第一項、第五條第一項及第六條第一項ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及軍需大臣トシ第六條ノ二ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣、農商大臣及軍需大臣トス(昭一四ノ四勅二二四改正)(昭一六ノ一二勅一一〇六改正)(昭一八ノ九勅七一二改正)(昭一八ノ一一勅八五五改正)

大藏大臣銀行、信託會社、保險會社又ハ證券引受業者ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ軍需大臣ニ協議スベシ(昭一八ノ一二勅八五五改正)

附則

本令ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和十三年八月十五日勅令第五百九十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和十四年四月二十二日勅令第二百二十四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和十六年十二月十三日勅令第四百六號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(大藏省官制中改正等ニ伴フ損害保險(國營再保險審査會規程中改正等ノ件))

附 則(昭和十七年四月一日勅令第三百六十七號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和十八年七月十七日勅令第五百八十七號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和十八年九月十三日勅令第七百十二號)(農業團體法施行令)

第七十八條 本令ハ昭和十八年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和十八年十一月一日勅令第八百五十五號)(軍需省ノ設置等ニ伴フ工業試験所官制外八十七勅令中改正ノ件)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法施行細則 (昭和十二年九月二十五日) (大藏 農林 商工省令)

改正

昭和十二年十月十三日	大藏省令
昭和十四年四月二十二日	大藏省令
昭和十七年七月十五日	大藏省令
昭和十八年九月十五日	大藏省令
昭和十八年十一月一日	大藏省令
昭和十八年七月十七日	大藏省令
昭和十八年九月十三日	大藏省令
昭和十八年十一月一日	大藏省令
昭和十八年九月十五日	大藏省令
昭和十八年十一月一日	大藏省令

第一條 臨時資金調整法第三條ノ規定ニ依リ同法第二條ノ規定ヲ適用セザル金融機關又ハ證券引受業者ハ主務大臣之ヲ定ム主務大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ金融機關又ハ證券引受業者ニ對シ事項ヲ指定シ臨時資金調整法第二條ノ許可ヲ受クベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第二條 金融機關臨時資金調整法施行令第一條ノ規定ニ依リ貸付ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱

二 借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱

三 貸付ノ種類、時期及金額(數口ニ互ルトキハ貸付總額並ニ各口ノ貸付ノ種類、時期及金額)

四 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件

五 借主ガ貸付金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 借主ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類

二 借主ガ會社ナルトキハ最終ノ貸借對照表及損益計算書

第三條 金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ應募ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱

二 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱

- 三 應募スル有價證券ノ種類、數量及價額
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
 - 一 有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
 - 二 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書
- 第四條 金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
 - 一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - 三 引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス有價證券ノ種類、數量及價額
 - 四 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件
 - 五 有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件
 - 六 有價證券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ用途
 - 七 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
 - 一 有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
 - 二 有價證券發行者ノ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 - 三 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書
- 第五條 臨時資金調整法施行令第四條ノ會社ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ發起人又ハ社員タルベキ者ハ定款ヲ作成シタル後左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
 - 一 申請者ノ住所及氏名
 - 二 會社ノ住所、商號又ハ名稱及資本金額
 - 三 會社ノ目的タル事業ノ大要

- 四 會社ノ設立ヲ必要トスル事由
- 五 會社ノ事業設備ノ計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 六 第一回ノ拂込ノ時期及金額
- 前項ノ認可申請書ニハ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目録見書ヲ添付スベシ
- 會社ノ創立總會ニ於テ前項ノ定款ヲ變更シタルトキ又ハ創立總會ノ終結ガ會社設立ノ認可ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シタル後ナルトキハ發起人ハ創立總會ノ終結後更メテ前二項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ(昭一四ノ四改正)
- 第六條 臨時資金調整法施行令第五條ノ資本増加ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
 - 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 會社ノ現在ノ資本金額
 - 三 資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額
 - 四 資本増加ノ方法
 - 五 資本増加ヲ必要トスル事由
 - 六 資本増加ニ依リ調達スル資金ノ用途
 - 七 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
 - 一 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準ズベキモノノ議本
 - 二 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 - 三 資本増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書
- 新株ノ募集ニ關スル事項ノ報告ヲ爲スベキ株主總會ノ終結ガ資本増加ノ認可ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シタル後ナルトキハ會社ハ其ノ株主總會ノ終結後更メテ前二項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ
- 第七條 臨時資金調整法施行令第五條ノ合併ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ連名ニテ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ提出スベシ

請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 合併スル會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 合併スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額
- 三 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 四 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額
- 五 合併ノ時期及方法
- 六 合併ヲ必要トスル事由
- 七 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ事業ノ大要

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 合併ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
- 二 合併契約書ノ謄本
- 三 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目論見書
- 四 合併スル會社ノ定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

第五條第三項ノ規定ハ合併ニ因リ會社ヲ設立スル場合ニ之ヲ準用ス

第八條 臨時資金調整法施行令第五條ノ目的變更ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
- 三 會社ノ現在ノ目的及變更後ノ目的
- 四 目的變更ヲ必要トスル事由
- 五 目的變更後ニ於ケル會社ノ事業ノ大要

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 目的變更ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本

二 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

三 目的變更ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第九條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社第二回以後ノ株金ノ拂込ノ催告ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
- 三 株金ノ拂込ノ時期及金額
- 四 株金ノ拂込ヲ爲サシムルヲ必要トスル事由
- 五 株金ノ拂込ニ依リ調達スル資金ノ用途
- 六 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セララルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

二 株金ノ拂込ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第十條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社社債ノ募集ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
- 三 社債ノ發行ノ時期、總額及條件
- 四 社債ノ募集ヲ必要トスル事由
- 五 社債ノ募集ニ依リ調達スル資金ノ用途
- 六 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セララルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本

二 社債申込證案及募集趣意書案

三 定款竝ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

四 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第十一條 臨時資金調整法施行令第六條ノ二ノ規定ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル

者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ(昭一四ノ四改正)

一 申請者ノ住所及氏名、商號又ハ名稱

二 會社ニ在リテハ其ノ資本金額及拂込資本金額

三 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要竝ニ資金ノ調達方法

四 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスル事由

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 會社ニ在リテハ定款竝ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書、會社以外ノ法人ニ在リテハ定款、寄附行爲又ハ之ニ準ズ

ベキモノ竝ニ事業及資産負債ノ概要ヲ知ルニ足ル書類、個人ニ在リテハ現ニ營ム事業ノ概要ヲ知ルニ足ル書類(人格

ナキ團體ノ爲ニスルモノナルトキハ其ノ團體ノ規約竝ニ事業及資産負債ノ概要ヲ知ルニ足ル書類)

二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

相互會社以外ノ會社ニシテ資本金二十萬圓未滿ノモノ、會社以外ノ法人若ハ個人ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良又ハ

相互會社以外ノ會社ニシテ資本金二十萬圓以上ノモノ若ハ相互會社ノ臨時資金調整法施行令第一條第二項ニ掲グル五萬

圓以下ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニシテ昭和十四年勅令第二百二十四號施行ノ際現ニ其ノ新設、擴張又ハ改良ニ

著手セルモノニ付テハ同令ノ施行後一月内ニ當該新設、擴張又ハ改良ガ完了スル見込ナキ場合ニ限り前二項ノ規定ニ依

リ許可申請書ヲ提出スベキモノトス

第十二條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社株金全額拂込前ノ資本金増加ヲ爲サントスルトキハ左ニ掲

グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ現在ノ資本金額及拂込資本金額

三 資本金増加ノ金額竝ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額

四 資本金増加ノ方法

五 株金全額拂込前ノ資本金増加ヲ必要トスル事由

六 資本金増加ニ依リ調達スル資金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要竝ニ資

金ノ調達方法

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 資本金増加ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本

二 會社ノ資本金額及拂込資本金額ニ關スル登記簿ノ抄本

三 定款竝ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

四 資本金増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第六條第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集セントスルトキ

ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ資本金額及拂込資本金額

三 社債ノ發行ノ時期、總額及條件

四 商法ニ規定スル制限ヲ超ユル社債ノ募集ヲ必要トスル事由

五 社債ノ募集ニ依リ調達スル資金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要竝ニ資

資金ノ調達方法

前項ノ場合ニ於テ擔保附社債信託法ニ依リ社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スルモノナルトキハ認可申請書ニ前項各號ニ掲

グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示
- 二 社債ノ利率ノ最高限度
- 第二項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
 - 一 社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
 - 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額ニ關スル登記簿ノ抄本
 - 三 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額ニ關スル登記簿ノ抄本
 - 四 信託證書案
 - 五 社債ニ附スル擔保物件ノ目錄
 - 六 前號ノ擔保物件ノ帳簿價格ヲ最終ノ財産目錄ノ科目別ニ記載シタル書類
 - 七 定款竝ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 - 八 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書
- 第十三條ノ二 第二條乃至第六條、第九條乃至第十一條又ハ前條ノ規定ニ依リ許可申請書又ハ認可申請書ヲ提出スベキ場合ニ於テ當該貸付金、當該有價證券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金、當該設立若ハ資本増加ノ場合ニ於ケル第一回ノ拂込株金若ハ出資金、當該第二回以後ノ拂込株金若ハ當該社債ノ募集ニ依リ調達セラルル資金ノ使用又ハ當該事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ伴ヒ生ズル金錢債務ニシテ企業整備資金措置法第四條第一項ノ規定ニ依リ決濟スベキモノアルトキハ之ニ關シ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添付スベシ(昭一八ノ七改正)
 - 一 債權者及債務者ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
 - 二 發生原因
 - 三 金額
 - 四 決濟方法
 - 五 決濟期日
- 第十四條 金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ都度報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ(昭一三ノ八改正)

- 一 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口五萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
- 二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル貸付總額五萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
- 三 額面總額五萬圓以上ノ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同シ)ノ應募ヲ爲シ其ノ割當ヲ受ケタルトキ
- 四 額面總額五萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ
- 第十五條 金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ一月分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ但シ前條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 - 一 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口三萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
 - 二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル貸付總額三萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
 - 三 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ應募ヲ爲シ其ノ割當ヲ受ケタルトキ
 - 四 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ
- 第十六條 前二條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ提出スベキ報告書ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ作成スベシ
 - 一 資金ノ貸付ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
 - ロ 借主ノ事業ノ種類
 - ハ 貸付ノ年月日
 - ニ 貸付ノ種類及金額
 - ホ 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件
 - ヘ 貸付金ノ使途
 - 二 有價證券ノ應募ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱

- ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類
- ハ 應募割當ノ年月日
- ニ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ種類、數量及價額
- ホ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ拂込ノ時期
- 三 有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類
 - ハ 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ノ締結ノ年月日
 - ニ 引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス有價證券ノ種類、數量及價額
 - ホ 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件
 - ヘ 有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件
 - ト 有價證券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ用途
- 第十七條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ許可若ハ認可ノ申請書又ハ報告書ヲ提出スベキ者ニ對シ其ノ副本ノ提出ヲ命ズルコトヲ得
- 主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ提出スベキ申請書、之ニ添附スベキ書類又ハ報告書ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得(昭一四ノ四改正)
- 主務大臣ハ本令ニ定ムルモノノ外關係者ニ對シ臨時資金調整法ニ依ル許可又ハ認可ニ關シ必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得
- 第十七條ノ二 臨時資金調整法施行令第一條第二項又ハ第六條ノ二但書ノ規定ニ依リ三萬圓以上ノ資金ノ貸付又ハ三萬圓ヲ超ユル新設、擴張若ハ改良ニ付主務大臣ノ許可ヲ受クベキ事業設備ハ別表ニ定ムル所ニ依ル(昭一四ノ四改正)
- 第十八條 第一條乃至第四條、第十四條及第十五條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行、信託會社、保險會社及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣、商工組合中央金庫、農林中央金庫、道府縣農業會及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農商大臣トシ第五條乃至第十條、第十二條及第十三條ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及軍需大臣トシ第十

一條ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣、農商大臣及軍需大臣トス(昭一四ノ四改正)(昭一七ノ一改正)(昭一八ノ九改正)
(昭和一八ノ一一改正)

附 則

本令ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和十二年十月十三日大藏、農林、商工省令)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十條第四項ノ規定ニ依ル許可申請書ハ本令公布ノ日ヨリ十日内ニ之ヲ提出スベシ

附 則(昭和十三年八月十五日大藏、農林、商工省令)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十條第四項ノ規定ニ依ル許可申請書ハ本令公布ノ日ヨリ二十日内ニ之ヲ提出スベシ

附 則(昭和十四年四月二十二日大藏、農林、商工省令)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條第三項ノ規定ニ依ル許可申請書ハ本令公布ノ日ヨリ二十日内ニ之ヲ提出スベシ(昭一四ノ四改正)

附 則(昭和十七年一月十日大藏、農林、商工省令)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和十八年七月十五日大藏、農林、商工省令)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和十八年九月三十日大藏、農林、商工省令)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和十八年十一月一日大藏、農商、軍需省令)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

一 左ニ掲グル物品ノ製造用ノ設備

臨時資金調整法施行細則

- イ 化粧品
香水、香紙、香袋、白粉、紅、化粧墨、クリーム、化粧下、化粧水、化粧粉、頭髪用ノ香水、油若ハ煉油、整髪料、染毛料、養毛料、美爪料、脱毛料、脂取料、シャンプー又ハ洗粉
- ロ 化粧用具
化粧用刷子(頭髪用ノモノヲ含ム)、コンパクト、香水噴、白粉入其ノ他ノ化粧品ノ容器、化粧具匣(折疊式ノモノヲ含ム)又ハ其ノ他ノ化粧用具セツト
- ハ 喫煙用具
煙管、パイプ類若ハ同ケース、煙草入、灰皿、煙草セツト、煙草盆又ハライター
- ニ 身邊用細貨類
指環、腕環、耳飾、頸飾、ペンダント、橋、笄、簪、頭髪用ピン、ハットピン、ネクタイピン、襟止、帶止、バックル、鎖、カフス釦、根付、メダル、ハンドバッグ、手提袋、財布、懐中用書狀入、名刺入、宮迫、シース又ハ此等ニ類スルモノ
- ホ 毛皮製品
敷物、膝掛、手套類、襟巻、肩掛、被服類又ハ被服用ノ裏、襟、袖若ハ縁
- ヘ 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品
襟巻、蒲團、座蒲團又ハクッション
- ト 皮革製品
被服類、手袋、靴、座蒲團、クッション、鞆、トランプ又ハケース類
- チ 玩具
室内遊戯具
撞球用具、輪投具、ピンポン用具、圍碁若ハ將棋用具、骨牌、トランプ、麻雀用具、ドミノ、チェッカー又ハ此等ニ類スルモノ
- ヌ 樂器

- ル 樂器部分品又ハ附屬品
室内裝飾用品
置物、花器、香器、額縁、柱掛其ノ他ノ壁面裝飾用品、人形、節句飾物又ハ羽子板
- ワ 照明器具
裝飾用豆電球、ネオン管、スタンド、シャンデリア、ペンダント、ブラケット、バルベツト、シーリングライト、ポーターライト、グローブ、シェード又ハ此等ニ類スルモノ
- カ 家具
箆筒、棚類、箱類、慶臺、鏡若ハ鏡臺類、机若ハ卓子類、椅子若ハ腰掛類、火鉢、臺類、屏風、衝立、几帳、衣桁、帽子掛又ハ傘立
- ヨ 致酔飲料
清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、麥酒、葡萄酒、果實酒又ハ其ノ他ノ酒精含有飲料
- タ 清涼飲料
ソーダ水、サイダー、ラムネ其ノ他ノ炭酸ガス含有飲料、牛乳若ハ乳製品ヲ原料トスル酸性飲料又ハ果實汁、果實蜜若ハ此等ニ類スル製品ニシテ稀釋シテ飲用ニ供スルモノ
- レ 調味料
ソース、ケチャップ、カレー粉、胡椒粉、マスタード粉、グルタミン酸ソーダ類又ハ此等ニ類スルモノ
- ソ 菓子
- ツ 飴

- 二 映畫製作ノ設備
- 三 物品販賣用ノ設備
- 四 理容店用、浴場用、旅館用、料理店用又ハ貸席用ノ設備
 - イ 理容店用又ハ美容店用ノ設備
 - ロ 浴場用ノ設備
 - ハ 旅館用ノ設備
 - ニ 料理店用ノ設備
 - ホ 貸席用ノ設備
- 五 興行用ノ設備
 - 待合茶屋用、芝居茶屋用、相撲茶屋用、遊船宿用又ハ此等ニ類スルモノノ用ニ供スル設備
 - 劇場用、映畫館用、演藝場用又ハ觀物場(相撲、野球、拳闘其ノ他ノ競技ニシテ公衆ノ觀覽ニ供スルコトヲ目的トスルモノヲ含ム)用ノ設備
- 六 社交用、娛樂用又ハ遊興用ノ設備
 - イ 社交用ノ設備
 - ロ 娛樂用ノ設備
 - ハ 遊興用ノ設備
- ハ 遊興用ノ設備
 - 遊園地用、遊技場(撞球、麻雀、ゴルフ、スケート其ノ他方法ノ如何ヲ問ハズ公衆ヲシテ遊技ヲ爲サシムル公開ノ場所ヲ謂フ)用、舞踏場(舞踏教授所ヲ含ム)用又ハ貸船用ノ設備
 - 貸座敷用又ハ引手茶屋用ノ設備

◎臨時資金調整法ニ依ル貯蓄債券ノ割増金ニ關スル件

(昭和十三年二月十九日)
(大藏省令第七號)

臨時資金調整法第十四條ノ規定ニ依ル貯蓄債券ノ割増金ニ關スル件左ノ通定ム

日本勸業銀行ヲシテ貯蓄債券ノ割増金中其ノ全部又ハ一部ヲ國債證券ヲ以テ交付セシメントスルトキハ其ノ旨、交付スベキ額並ニ交付スベキ國債證券ノ名稱、記號及交付價格ヲ其ノ都度當該割増金ノ支拂期前ニ告示ス

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎臨時資金調整法ノ規定ニ依ル報國債券ノ割増金ニ關スル件

(昭和十五年四月六日)
(大藏省令第三十一號) 改正 (昭和十六年七月一日)
(大藏省令第三十七號)

臨時資金調整法第十四條ノ四及第十四條ノ五ノ規定ニ依ル報國債券ノ割増金ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 臨時資金調整法第十四條ノ四第三項ノ規定ニ依リ日本勸業銀行ヲシテ報國債券ノ割増金中其ノ全部又ハ一部ヲ國債證券ヲ以テ交付セシメントスルトキハ其ノ旨、交付スベキ額並ニ交付スベキ國債證券ノ名稱、記號及交付價格ヲ其ノ都度當該割増金ノ支拂期前ニ告示ス

第二條 臨時資金調整法第十四條ノ五ノ規定ニ依ル割増金ハ左ニ掲グル條件ヲ具備スル券面金額五圓以上ノ報國債券ニ之ヲ附ス(昭一六ノ七改正)

- 一 當該債券賣出開始ノ日ノ屬スル月ヨリ二年以内ニ保管ヲ委託セラレタルモノナルコト
 - 二 當該債券ノ償還ニ至ル迄引續キ保管セラレタルモノナルコト
 - 三 當該債券ノ保管中ニ於テ保管委託者ニ變更ナキモノナルコト
- 前項ノ割増金ノ金額ハ賣出開始ノ日ヨリ償還ノ日迄ノ期間ガ九年未滿ノ報國債券ニ在リテハ券面金額ノ百分ノ五ニ相

臨時資金調整法ニ依ル貯蓄債券ノ割増金ニ關スル件 臨時資金調整法ノ規定ニ依ル報國債券ノ割増金ニ關スル件 二九

當スル金額、其ノ他ノ報國債券ニ在リテハ券面金額ノ百分ノ七ニ相當スル金額トス

附則 (昭和十五年四月六日大藏省令第三十一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十六年七月一日大藏省令第三十七號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎株式讓渡命令ニ關スル件 (昭和十八年七月十七日 大藏省令第六十三號)

株式讓渡命令ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 臨時資金調整法第十五條ノ五ノ規定ニ依リ大藏大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シ其ノ所有スル株式ニシテ

大藏大臣ノ指定スルモノノ一部ヲ戰時金融金庫又ハ日本證券取引所ニ對シ時價ヲ以テ讓渡スベキコトヲ命ズルコトヲ得

一 金融機關

二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外株式五萬株以上ヲ所有スル者又ハ大藏大臣ノ指定スル銘柄ノ株式一萬株以上ヲ所有スル者

前項ノ時價ハ當事者協議ノ上之ヲ定ムベシ協議調ハザルトキハ大藏大臣之ヲ裁定ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ株式ヲ讓渡スベキコトヲ命ゼラレタル者ニ付當該株式ヲ發行スル會社ノ事業經營上其ノ他特別

ノ事由ニ因リ之ヲ讓渡スルコト困難ナル事情アル場合ニ於テハ大藏大臣ハ其ノ讓渡義務ヲ免除スルコトヲ得

第三條 第一條ノ規定ニ依リ大藏大臣ガ株式ヲ讓渡ヲ命ジタル場合ニ於テハ當該株式ハ之ヲ臨時資金調整法施行令第九條

ノ二第六號ノ指定アリタルモノト看做ス

大藏大臣ハ前項ノ株式ヲ讓渡人ニ對シ臨時資金調整法施行令第九條ノ二ノ規定ニ依リ當該株式ノ代價トシテ受クル金錢

ノ全部又ハ一部ヲ以テ國債又ハ大藏大臣ノ指定スル有價證券ヲ買入保有スベキコトヲ命ズルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎臨時資金調整法ノ規定ニ基ク命令ノ件 (昭和十三年十二月十日 大藏省令第六十八號)

臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ基ク命令ノ件左ノ通定ム

大藏大臣ハ臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ依リ同條各號ニ掲グル事項ヲ調査スル爲必要アルトキハ別ニ定ムルモノノ外

隨時人及事項ヲ指定シテ報告ヲ求ムルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國內資金調査規則及國際收支調査規則ハ之ヲ廢止ス

◎臨時資金調整法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件 (昭和十二年十月十五日 勅令第五百九十四號)

第一條 臨時資金調整法ハ第五條乃至第七條及第十一條乃至第十五條ノ規定ヲ除クノ外之ヲ朝鮮ニ施行ス

第二條 臨時資金調整法第二條中銀行、信託會社、保險會社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、戰時金融金庫、道府縣農

業會及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會トアルハ銀行、信託會社、保險會社、東洋拓殖株式會社及朝鮮金融組合

聯合會トシ同法第十條ノ三中市街地信用組合トアルハ金融組合トシ同法第十條ノ五第二項中商法トアルハ朝鮮民事令ニ

於テ依ルコトヲ定メタル商法トシ同法第十條ノ六第二項中通貨及證券模造取締法トアルハ朝鮮刑事令ニ於テ依ルコトヲ

定メタル通貨及證券模造取締法トシ同法第十五條ノ五中日本證券取引所トアルハ朝鮮證券取引所トシ同法第二十條中當

該官吏、委員若ハ第五條第三項ニ規定スル日本銀行職員トアルハ當該官吏トス(昭一七ノ四勅三六三)

第三條 臨時資金調整法施行令第三條第二項、第四條第二項、第五條第二項、第六條第二項、第六條ノ三第二項、第七條、

第八條及第十一條ノ規定ハ之ヲ適用セズ(昭一四ノ四勅三二二)(昭一八ノ八勅六七九)(昭一八ノ九勅七二二)

第四條 臨時資金調整法施行令中主務大臣、同令第九條中大藏大臣及商工大臣、同令第九條ノ二中大藏大臣トアルハ朝鮮

總督トシ同令第六條ノ三第一項中北海道、府縣、府縣組合、市町村、市町村組合、町村組合、市町村內ノ區、市町村學

校組合、町村學校組合及學區トアルハ道、府邑面、邑面組合、學校組合及學校費トス(昭一四ノ四勅三二二)(昭一七ノ四

臨時資金調整法ノ規定ニ基ク命令ノ件 臨時資金調整法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件

勅三六三

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○臨時資金調整法ヲ臺灣ニ施行スルノ件 (昭和十二年十月十五日 勅令第五百九十五號)

第一條 臨時資金調整法ハ第五條乃至第七條及第十一條乃至第十五條ノ規定ヲ除クノ外之ヲ臺灣ニ施行ス

第二條 臨時資金調整法第二條中銀行、信託會社、保險會社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、戰時金融金庫、道府縣農業會及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會トアルハ銀行、保險會社及臺灣拓殖株式會社トシ同法第二十條中當該官吏、委員若ハ第五條第三項ニ規定スル日本銀行職員トアルハ當該官吏トス(昭一七ノ四勅三六四)(昭一八ノ九勅七一)

第三條 臨時資金調整法施行令第三條第二項、第四條第二項、第五條第二項、第六條第二項、第六條ノ三第二項、第七條、第八條及第十一條ノ規定ハ之ヲ適用セズ(昭一四ノ四勅二二二)

第四條 臨時資金調整法施行令中主務大臣、同令第九條中大藏大臣及商工大臣、同令第九條ノ二中大藏大臣トアルハ臺灣總督トシ同令第六條ノ三第一項中北海道、府縣、府縣組合、市町村、市町村組合、町村組合、市町村内ノ區、市町村學校組合、町村學校組合及學區トアルハ州廳、市街庄、市街庄組合及街庄組合トス(昭一四ノ四勅二二二)(昭一七ノ四勅三六四)

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○臨時資金調整法ヲ樺太ニ施行スルノ件 (昭和十二年十月二十三日 勅令第六百三號)

第一條 臨時資金調整法ハ第五條乃至第七條及第十一條乃至第十五條ノ規定ヲ除クノ外之ヲ樺太ニ施行ス

第二條 臨時資金調整法第二條中銀行、信託會社、保險會社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、戰時金融金庫、道府縣

農業會及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會トアルハ銀行及樺太ヲ區域トスル信用組合聯合會トシ同法第二十條中當該官吏、委員若ハ第五條第三項ニ規定スル日本銀行職員トアルハ當該官吏トス(昭一七ノ四勅三六五)(昭一八ノ九勅七一)

第三條 臨時資金調整法施行令第三條第二項、第四條第二項、第五條第二項、第六條第二項、第六條ノ三第二項、第七條、第八條及第十一條ノ規定ハ之ヲ適用セズ(昭一四ノ四勅二二二)

第四條 臨時資金調整法施行令中主務大臣、同令第九條中大藏大臣及商工大臣、同令第九條ノ二中大藏大臣トアルハ樺太廳長官トシ同令第六條ノ三第一項中北海道、府縣、府縣組合、市町村、市町村組合、町村組合、市町村内ノ區、市町村學校組合、町村學校組合及學區トアルハ市町村トス(昭一四ノ四勅二二二)(昭一七ノ四勅三六五)

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○關東州臨時資金調整令 (昭和十二年十一月十日 勅令第六百五十一號)

第一條 關東州ニ於ケル資金調整ニ關シテハ臨時資金調整法ニ依ル但シ同法第五條乃至第七條ノ二、第十條ノ四乃至第十條ノ六、第十一條乃至第十五條、第十五條ノ五及第二十一條ノ規定ハ此ノ限ニ在ラス(昭一七ノ六勅五六九)(昭一八ノ九勅七二八)

第二條 臨時資金調整法中政府トアルハ滿洲國駐符特命全權大使トシ同法第二條中銀行、信託會社、保險會社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、戰時金融金庫、道府縣農業會及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會トアルハ銀行、保險會社及東洋拓殖株式會社トシ同法第十五條ノ二及第十五條ノ三中銀行、信託會社、證券引受業者トアルハ銀行、證券引受業者トシ同法第二十條中當該官吏、委員若ハ第五條第三項ニ規定スル日本銀行職員トアルハ當該官吏トス(昭一七ノ六勅五六九)(昭一九ノ九勅七二八)

附則

本令施行ノ期日ハ大使之ヲ定ム(昭和十二年十二月一日關東局令第二百二十六號ヲ以テ同十三年一月一日ヨリ施行)

關東州臨時資金調整令

本令ハ臨時資金調整法第十條ノ三、第十條ノ七及第十條ノ八ノ規定ニ依ル部分ヲ除クノ外大東亞戰爭終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトス(昭一七ノ六勅令五六九)(昭一九ノ九勅令七二八)

◎南洋群島臨時資金調整令 (昭和十二年十一月十日勅令第六百五十三號)

第一條 南洋群島ニ於ケル資金調整ニ關シテハ臨時資金調整法ニ依ル但シ同法第五條乃至第七條ノ二、第十一條乃至第十五條、第十五條ノ五及第二十一條ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ(昭一七ノ四勅令三六六)(昭一八ノ八勅令六六〇)
第二條 臨時資金調整法第二條中銀行、信託會社、保險會社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、戰時金融金庫、道府縣農業會及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會(以下金融機關ト總稱ス)トアルハ南洋拓殖株式會社(以下金融機關ト稱ス)トシ同法第二十條中當該官吏、委員若ハ第五條第三項ニ規定スル日本銀行職員トアルハ當該官吏トス(昭一七ノ四勅令三六六)(昭一八ノ九勅令七二二)

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ臨時資金調整法第十條ノ三及第十條ノ八ノ規定ニ依ル部分ヲ除クノ外大東亞戰爭終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトス(昭一七ノ四勅令三六六)(昭一八ノ八勅令六六〇)

◎事業資金調整標準ニ關スル件 (昭和十二年九月) 改正 (昭和十三年八月、昭和十四年四月、昭和十四年十二月)

- 一、臨時資金調整法ニ依リ
- (イ) 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル資金ノ貸付
 - (ロ) 社債ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱
 - (ハ) 會社ノ設立、資本増加、合併又ハ目的變更
 - (ニ) 第二回以後ノ株金ノ拂込徴收
 - (ホ) 第四條ノ二ノ規定ニ基キ許可ヲ受クベキ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良
 - (ヘ) 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ爲ス社債ノ募集
- ニ關シテ政府ガ許可又ハ認可ヲ爲ス場合ノ標準並ニ金融機關又ハ證券引受業者ガ前掲(イ)及(ロ)ニ付テ自治的調整ヲ爲ス場合ノ基準ハ差當リ別冊事業資金調整標準ニ依ルモノトス
- 二、別冊事業資金調整標準ハ
- (1) 生産力擴充計畫トノ關係
 - (2) 軍需トノ關係
 - (3) 國際收支改善トノ關係
 - (4) 現在ノ生産能力原材料ノ關係其ノ他ノ事情ヲ稽ヘ各種事業ヲ
- 甲、(イ)生産力擴充計畫産業並兵器(部分品ヲ含ム)製造業及航空機(部分品及附屬品ヲ含ム)製造業
(ロ)生産力擴充計畫及軍需ニ密接ナル關係ヲ有スル産業ニシテ今後事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスルモノ
- 乙、甲及丙ニ屬セザル産業又ハ事業ニシテ場合ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲ス必要アルモノ(事業ノ性質ニ應ジ(イ)(ロ)(ハ)ノ三段階ニ分ツ)

事業資金調整標準ニ關スル件

丙、生産力過剩ナル産業、奢侈品其ノ他當面國家全般ノ見地ヨリ見テ必要ノ度薄キ物品ニ關スル産業ハ勿論此ノ際トシテ差控フルモ已ムラ得ザル事業ニシテ差當リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スヲ適當ナラズト認ムルモノノ三種ニ區別シタルモノトス

三、金融機關及證券引受業者ノ自治的資金調整ハ左記ニ依ルモノトス

(1) 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ノ資金ノ貸付及社債ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ハ別冊事業資金調整標準ヲ次ノ方針ニ依リ具體的ノ場合ニ適用シテ之ヲ取扱フコト但シ一件ノ金額三萬圓未滿ノモノニ付テハ同様ノ趣旨ニ基キ適宜ニ取扱ヒテ差支ヘナキコト

(一) 別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ努メテ優先的取扱ヲ爲スコト但シ(イ)ニ屬スルモノハ(ロ)ニ屬スルモノニ優先セシムベク猶ホ

A. (イ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ金額五十萬圓ヲ超ユルトキ
B. (ロ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ金額二十萬圓ヲ超ユルトキ

ハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト

(二) 別冊事業資金調整標準中乙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ其ノ事業ガ

A. (イ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ金額十萬圓ヲ超エザル場合ニハ大體甲ノ(ロ)ニ準ジ取扱ヒテ差支ヘナキコト一件ノ金額十萬圓ヲ超ユルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト

B. (ロ)ニ屬スルモノニ關シテハ之ニ對シ貸付等ヲ爲スヲ適當ト認ムルモノニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上之ヲ爲シ差支ヘナキコト

但シ此ノ場合日本銀行支店ニ於テ疑義アルトキハ本店ト打合スベキコト

C. (イ)ニ屬スルモノニ關シテハ大體貸付等ヲ差控フルヲ可トスルモノヲ爲スヲ必要ト認ムル事情アル場合ハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト此ノ場合日本銀行支店ハ本店ト打合スベキコト

(三) 別冊事業資金調整標準中丙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ貸付等ヲ差控フルコト但シ特殊ノ事情ニ依リ特別ノ取扱ヲ爲ス必要アリト認ムルモノアルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト

(四) 別冊事業資金調整標準中甲類又ハ乙ノ(イ)ニ屬スル事業ニ關スルモノト雖モ事務所、青年學校、寄宿舎等生産

ニ直接關係ナキ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ對スルモノニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト

(五) 別冊事業資金調整標準中甲類又ハ乙ノ(イ)ニ屬スル事業ニ關スルモノト雖モ當該事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ著シク長期間ヲ要シ從ツテ差當リ急速ニ效果ヲ期待シ得ズト認メラルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト

(六) 別冊事業資金調整標準中乙ノ(ロ)、(イ)及ビ丙ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テモ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ依リ直接輸出ヲ増進セシメ差當リ國際收支ノ改善ニ資スルコトヲ得ベキモノト認メタルトキ又ハ重要農林水産物増産計畫ノ遂行ニ直接必要ナリト認メタルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ニ便宜ノ取扱ヲ爲シ差支ナキコト

(七) 別冊事業資金調整標準中乙ノ(イ)及ビ丙ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テモ事業ノ運轉ニ支障ヲ來サザル爲ニスル程度ノ設備ノ改良又ハ店舗、工場、事務所等ノ安全及保健上ノ見地ヨリ必要ナル改良竝ニ災害ニ依ル設備ノ復舊ニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ノ取扱ヲ爲スコト

(八) 地方公共團體ノ事業、國家ガ補助金、助成金又ハ獎勵金ヲ交付スル事業、政府ガ資金ノ調達ヲ承認シタル事業若ハ政府ガ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ別冊事業資金調整標準ノ分類ニ拘ラズ特別ノ取扱ヲ爲スコト尙政府資金ヲ融通シタル事業ニ付テハ該融通資金ニ付亦同様トスルコト

(九) 朝鮮、臺灣其ノ他ノ外地ニ於ケル事業ニ關スルモノニ在リテハ前掲ノ方針ニ依ラズ各外地ノ標準ニ依ルコト
(十) 滿洲及海外ニ於ケル事業ニ關スルモノニ付テ特別ノ事情ニ依リ前掲ノ方針ニ依ルヲ不適當ト認メタルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ノ取扱ヲ爲スコト

(2) 日本銀行ハ金融機關又ハ證券引受業者ヨリ協議ヲ受ケタルモノノ内

(一) 別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付國際收支ニ及ボス影響等ノ上ニ於テ特ニ支障アリト認メラレ從ツテ資金ノ貸付又ハ社債ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ差控フルヲ可ト認ムルモノ

(二) 別冊事業資金調整標準中丙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付特殊ノ事情ニ依リ特別ノ取扱ヲ爲ス必要アリト認メラルモノ

(三) 三ノ(1)ノ(十)ニ依リ協議ヲ受ケタルモノ

事業資金調整標準ニ關スル件

(四) 其ノ他事業ノ重要ナルモノ
ニ付テハ臨時資金審査委員會ノ意見ヲ徴シタル上其ノ意見ニ從ヒ同意又ハ不同意ノ回答ヲ爲スベキコト
四、日本銀行ハ

(イ) 會社ノ設立、資本増加、合併又ハ目的變更

(ロ) 第二回以後ノ株金ノ拂込徴收

(ハ) 第四條ノ二ノ規定ニ基キ許可ヲ受ケベキ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良

(ニ) 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ爲ス社債ノ募集又ハ

(ホ) 自治的調整ヲ爲サザル金融機關又ハ證券引受業者ノ貸付若ハ社債ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ニ付テ別冊事業資金調整標準ヲ次ノ方針ニ依リ具體的ノ場合ニ適用シ認可又ハ許可ノ手續ヲ爲スモノトス

(1) 別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル事業ニ付テハ國際收支ニ及ボス直接ノ影響等ノ上ニ於テ特ニ支障アリト認めタルトキノ外ハ認可又ハ許可ノ手續ヲ爲スコト重要ナルモノ及不許可又ハ不認可ノ處分ヲ爲スモノニ付テハ臨時資金審査委員會ノ議ニ附スベキコト

(2) 別冊事業資金調整標準中乙類ニ屬スル事業ニ付テハ生産力擴充計畫トノ關係、軍需トノ關係、國際收支改善トノ關係、資金ノ狀況當該事業ノ所要資材ノ供給狀況等ヲ勘案シ適當ト認めタルトキニ限り認可又ハ許可ノ手續ヲ爲スコト重要ナルモノニ付テハ臨時資金審査委員會ニ附議スベキコト

(3) 別冊事業資金調整標準中丙類ニ屬スル事業ニ付テハ特別ノ事情アリ且ツ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經タルモノノ外認可又ハ許可ヲ爲サザルコト

(4) 以上ノ外三、ノ(1)乃至(十)ヲ準用スルコト

五、政府ハ資金調整上必要アリト認めタルトキハ各種金融機關、證券引受業者、自治的調整ノ中心機關又ハ日本銀行ニ對シ本標準ノ適用ニ付テ必要ナル指示ヲ爲スコトアルベシ

六、本標準ハ差當リ適用スベキモノニシテ今後ノ情勢ノ變化ニ依ルモノハ勿論猶研究ノ結果ニ依リ隨時之ヲ變更スルモノトス

◎自治的資金調整準則 (昭和十二年九月) 改正 (昭和十三年八月、昭和十四年四月、昭和十四年十二月)

一、臨時資金調整法第三條ノ規定ニ依リ同法第二條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル金融機關又ハ證券引受業者ハ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク)ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲スニ付別冊事業資金調整標準ニ基キ左記ニ依リ之ヲ自治的ニ調整スルモノトス但シ一件ノ金額三萬圓未満ノモノニ付テハ同様ノ趣旨ニ基キ適宜ニ取扱ヒテ差支ナシ

(1) 別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ努メテ優先的取扱ヲ爲スコト

但シ(イ)ニ屬スルモノハ(ロ)ニ屬スルモノニ優先セシムベキモノトス猶ホ

A. (イ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ金額五十萬圓ヲ超ユルトキ

B. (ロ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ金額二十萬圓ヲ超ユルトキ

ハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト

(2) 別冊事業資金調整標準中乙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ其ノ事業ガ

(一) (イ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ金額十萬圓ヲ超エザル場合ニハ大體甲ノ(ロ)ニ準ジ取扱ヒテ差支ナキコト

一件ノ金額十萬圓ヲ超ユルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上之ヲ爲スコト

(二) (ロ)ニ屬スルモノニ關シテハ之ニ對シ事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ヲ爲スヲ適當ト認めタルモノニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上之ヲ爲シ差支ナキコト

(三) (ハ)ニ屬スルモノニ關シテハ大體事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ヲ差控フルヲ可トスルモノ之ヲ爲スヲ必要ト認めタル事情アル場合ハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト

(3) 別冊事業資金調整標準中丙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ヲ差控フルコト但シ特殊ノ事情ニ依リ特別ノ取扱ヲ爲ス必要アリト認めタルモノアルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト

(4) 別冊事業資金調整標準中甲類又ハ乙ノ(イ)ニ屬スル事業ニ關スルモノト雖モ事務所、青年學校、寄宿舎等生産ニ直

自治的資金調整準則

三九

- 接關係ナキ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ對スルモノニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
- (5) 別表事業資金調整標準中甲類又ハ乙ノ(イ)ニ屬スル事業ニ關スルモノト雖モ當該事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ著シク長期間ヲ要シ從テ差當リ急速ニ效果ヲ期待シ得ズト認メラルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
- (6) 別表事業資金調整標準中乙ノ(ロ)、(ハ)及ビ丙ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テモ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ依リ直接輸出ヲ増進セシメ差當リ國際收支ノ改善ニ資スルコトヲ得ベキモノト認メタルトキ又ハ重要農林水産物増産計畫ノ遂行ニ直接必要ナリト認メタルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ニ便宜ノ取扱ヲ爲シ差支ナキコト
- (7) 別表事業資金調整標準中乙ノ(ハ)及ビ丙ニ屬スル事業ニ付テモ事業ノ運轉ニ支障ヲ來サザル爲ニスル程度ノ設備ノ改良竝ニ安全及保健上ノ見地ヨリ必要ナル改良又ハ災害ニ依ル設備ノ復舊ニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ノ取扱ヲ爲スコト
- (8) 地方公共團體ノ事業、國家ガ補助金、助成金又ハ獎勵金ヲ交付スル事業、政府ガ資金ノ調達ヲ承認シタル事業若ハ政府ガ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ本標準ノ分類ニ拘ラズ特別ノ取扱ヲ爲スコト尙政府資金ヲ融通シタル事業ニ關シテハ該融通資金ニ付亦同様トス
- (9) 朝鮮、臺灣其ノ他ノ外地ニ於ケル事業ニ關スルモノニ在リテハ前掲ノ方針ニ依ラズ各外地ノ標準ニ依ルコト
- (10) 滿洲及海外ニ於ケル事業ニ關スルモノニ付テ特別ノ事情ニ依リ前掲ノ方針ニ依ルヲ不適當ト認メタルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ノ取扱ヲ爲スコト
- 二、政府ハ必要アリト認ムルトキハ金融機關又ハ證券引受業者ニ對シ資金ノ自治的調整ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトアルベシ

備考

本文中一件ノ金額何萬圓トアルハ貸付ニ付テハ一口何萬圓ノ貸付ノ外貸付總額何萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル貸付ヲ含ム

●臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準 (昭和十二年九月)

改正 昭和十三年八月
昭和十四年十二月

第一 鑛業

部 門	業 別	細 目 別	甲 乙 丙			備 考
			イ	ロ	ハ	
一、採鑛業 (一) 金屬鑛業		(1) 金鑛(砂金ヲ含ム)	○			
		(2) 銅 鑛	○			
		(3) 鉛 鑛	○			
		(4) 錫鑛(砂錫ヲ含ム)	○			
		(5) アンチモン鑛	○			
		(6) 水銀鑛	○			
		(7) 亞鉛鑛	○			
		(8) 鐵鑛(砂鐵ヲ含ム)	○			
		(9) 硫化鐵鑛	○			

部 門	業 別	細 目 別	イ ロ ハ	甲 乙 丙	備 考
	(二)石炭鑛業	(1)石炭	○		
		(2)亞炭	○		
	(三)石油鑛業	(1)燐鑛			南洋 甲ロ
		(2)黒鉛	○		朝鮮 燐狀黒鉛 甲ロ
	(四)其ノ他ノ鑛業	(16)其ノ他ノ金屬鑛	○		
		(15)コバルト鑛	○		
		(14)ニッケル鑛	○		
		(13)モリブデン鑛	○		
		(12)タングステン鑛	○		
		(11)マンガン鑛	○		
		(10)クロム鐵鑛	○		

部 門	業 別	細 目 別	イ ロ ハ	甲 乙 丙	備 考
	三、土石採取	(1)明礬石	○		朝鮮 重晶石 乙イ
	(一)アルミニウム原 礦採取業	(2)礬土頁岩	○		臺灣 甲イ
		(3)粘土 <small>(ボクサイ トヲ含ム)</small>	○		南洋 甲ロ
	(二)其ノ他ノ土石採 取業	(1)マグネサイト	○		朝鮮 霞石 甲ロ
		(2)ドロマイト	○		
		(3)耐火粘土	○		
		(4)矽石	○		
		(5)螢石	○		
		(3)雲母	○		
		(4)石棉	○		
		(5)硫黄	○		
		(6)石膏	○		
		(7)其ノ他	○		

部門別	細目別	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	
部	門	業	別	細	目	別	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙	備	考
				(6) 酸性白土																
				(7) 石灰石																
				(8) 珪砂																
				(9) 陶石																
				(10) 抗火石																
				(11) 長石																
				(12) 火山灰																
				(13) 滑石																
				(14) 其ノ他																

第二工業

部門別	細目別	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	備	考			
部	門	業	別	細	目	別	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙	備	考				
一、紡織工業	(一) 生絲製造業	(二) 人造絹絲製造業	(1) アセチルセルロース絹絲	(1) 絹絲																				
				(2) 其ノ他																				
				(三) 人造纖維製造業	(1) 大豆カゼイン又ハ牛乳カゼインヲ原料トスル人造纖維																			
				(2) 其ノ他																				
				(四) 眞綿及綿製造業	(四)ノ二 再生羊毛製造業																			
	(五) 紡績業																							

部 門 業 別	細 目 別	甲			乙			丙	備 考
		イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ		
(六) 撚絲業 (七) 織物業	(2) 毛絲								
	(3) 麻絲								
	(イ) 亞麻絲							朝鮮 乙イ	
	(ロ) 其ノ他							臺灣 苧麻絲 乙乙ハ	
	(4) 綿絲								
	(5) 人造纖維								
	(6) 其ノ他								
(1) 人造絹織物 (交織物ヲ含ム)									
(2) 人造纖維織物 (交織物ヲ含ム)									
(3) 絹織物 (交織物ヲ含ム)									

部 門 業 別	細 目 別	甲			乙			丙	備 考
		イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ		
(八) 編物、組物製造業 (九) 絲布加工業	(4) 毛織物 (交織物ヲ含ム)								
	(イ) 製紙用フェルト								
	(ロ) 其ノ他								
	(5) 麻織物 (交織物ヲ含ム)								
	(イ) 亞麻織物							朝鮮 乙イ	
	(ロ) 其ノ他							臺灣 苧麻織物 乙乙ハ	
	(6) 綿織物								
	(7) 其ノ他								
	(1) メリヤス及メリヤス製品								
(2) 其ノ他									
(1) 漂白、精練、染色、捺染等									

部門別	細目別	甲	乙	丙	備考
三、金屬工業 (一)製鐵業	(1)一ノ場所ニ於テ製 銑及製鋼ノ設備ヲ 以テ營ムモノ	○			
	(2)普通銑ノミヲ製造 スルモノ	○			
	(3)平爐製鋼ニ依ルモ ノ(壓延ヲモ爲ス モノヲ含ム但シ鍛 鋼品、鑄鋼品及特 殊鋼ノ製造ヲ除 ク)			○	
	(4)壓延ノミヲ行フモ ノ(特殊鋼ヲ除ク)			○	

(二)非鐵金屬製鍊業	
(5)砂鐵、貧鐵其ノ他 特殊ノ鐵鑛ノ利用 ヲ目的トスルモノ	○
(6)フェロアロイ	○
(7)低磷銑鐵	○
(8)鍛鋼品	○
(9)鑄鋼品	○
(10)特殊鋼	○
(11)繼目無鋼管	○
(1)金	○
(2)白金	○
(3)銀	○
(4)銅	○
(5)鉛	○

部	門	業	別	細	目	別	イ	甲	イ	乙	ロ	ハ	丙	備	考
(三) 非鐵金屬材料品 製造業															
				(6)	錫										
				(7)	アンチモン										
				(8)	水銀										
				(9)	亜鉛										
				(10)	タングステン										
				(11)	ニッケル										
				(12)	コバルト										
				(13)	アルミニウム										
				(14)	マグネシウム										
				(15)	其ノ他										
				(1)	銅										
				(2)	鉛										

(四) 鑄物業															
				(3)	亜鉛										
				(4)	ニッケル										
				(5)	アルミニウム										
				(6)	黄銅										
				(7)	青銅 (燐青銅ヲ含ム)										
				(8)	白銅										
				(9)	輕合金										
				(10)	減摩合金										
				(11)	鐵										
				(12)	其ノ他										
				(1)	銑鐵鑄物										
				(イ)	鑄鐵管										
				(ロ)	機械用ノモノ										

部	門	業	別	細	目	別	イ	甲	ロ	イ	乙	ロ	ハ	丙	備	考
				(ハ)其ノ他												
				(2)可鍛鐵鑄物												
				(3)非鐵金屬鑄物												
				(イ)機械用ノモノ												
				(ロ)其ノ他												
			(五)鑄物以外ノ金屬	(1)ボールド、ナット及												
			製品製造業	ワッシャー												
				(2)リベット												
				(イ)鐵製ノモノ												
				(ロ)其ノ他												
				(3)釘類												
				(イ)鐵丸釘												
				(ロ)蹄釘												

				(ハ)其ノ他												
				(4)金屬線												
				(5)パネ												
				(6)金網												
				(7)錨鎖												
				(8)鋼索												
				(9)鐵塔、橋梁ノ建設												
				材料												
				(10)ドラム罐												
				(11)罐詰用罐												
				(12)建築用及家具用金												
				物												
				(13)針類												

南洋群島 乙イ

部門別	細目別	イ	ロ	イ	ロ	ハ	備考
(六)鍍金製品製造業	(イ)ミシン針						
	(ロ)メリヤス針						
	(ハ)其ノ他						
	(14)鈕 釦						
	(15)鋼製ペン先						
	(16)人造纖維製造用ノ ズル						
	(17)化學工業用白金網 刃物類						
	(18)食卓用金屬製品						
	(19)其ノ他ノ金屬製品						
	(20)ブリキ板						

部門別	細目別	イ	ロ	イ	ロ	ハ	備考
三、機械器具 工業	(七)シャーリング						
	(一)蒸汽罐製造業						
	(二)自動車用ガス發 生装置製造業						
	(三)原動機製造業						
	(2)其ノ他						
	(1)蒸汽機關						
	(2)蒸汽タービン						
	(3)内燃機關						
	(イ)ガス機關						
	(甲)木炭ガス機 關						
(乙)其ノ他							
(ロ)ガソリン機關							

部	門	業	別	細	目	別	イ	甲	ロ	乙	ハ	丙	備	考
		(四)電氣機械器具製造業		(一)家庭用電氣器具										
				(4)水車										
				(二)重油機關										
				(ハ)石油機關										
		(五)絶縁電線及電纜製造業		(2)其ノ他										
		(六)無線及有線電信電話機械器具製造業		(1)無線電信電話機械器具										
				(イ)家庭用ラジオ用具										
				(ロ)其ノ他										

部	門	業	別	細	目	別	イ	甲	ロ	乙	ハ	丙	備	考
		(七)農林漁業用機械器具製造業		(2)有線電信電話機械器具										
		(八)土木建築用機械器具製造業												
		(九)採鑛、選鑛及製鍊機械器具製造業												
		(十)紡績機械器具製造業		(1)針布										
				(2)其ノ他										
		(十一)工作機械器具製造業		(1)金屬工機械										
				(2)工具及刀具類										
		(十二)窯業用機械器具製造業		(3)製材及木工機械										

部	門	業	別	細	目	別	イ	甲	ロ	乙	ハ	丙	備	考
		(十三) 化學工業用機械 裝置製造業		(1) バルブ製造用機械 器具										
		(十四) 食料品製造加工 用機械器具製造 業		(2) 製紙用機械器具 (3) 高壓化學工業用機 械器具 (4) 其ノ他										

		(十五) 印刷及製本機械 器具製造業												
		(十六) 起重機製造業												
		(十七) エレベータ製造 業												
		(十八) 氣體壓縮機製造 業												
		(十九) ポンプ、水壓機 及送風機製造業												
		(二十) 度量衡器製造業												
		(二十一) 計器製造業		(1) 寒暖計 (特殊品ヲ 除ク) 及體溫計										
		(二十二) 時計製造業		(2) 其ノ他										
		(二十三) 試験檢定及學術 用器械製造業												

部	門	業	別	細	目	別	イ	甲	ロ	乙	ハ	丙	備	考
		(二十四)醫療器械製造業												
		(二十五)測量及製圖機械器具製造業												
		(二十六)事務用器械製造業		(1) 金銭登録機										
				(2) 其ノ他										
		(二十七)金庫製造業												
		(二十八)ミシン製造業												
		(二十九)寫眞機、幻灯機及活動寫眞機製造業												
		(三十)照明用機械器具製造業		(1) 航空用照明燈										
				(2) 探照燈										
				(3) 燈臺用照明燈										
				(4) 其ノ他										

		(三十一)光學機械器具製造業												
		(三十二)樂器類製造業												
		(三十三)蓄音器製造業												
		(三十四)車輛(部分品及附屬品ヲ含ム)製造業		(1) 鐵道及軌道用車輛										
				(イ) 機關車										
				(ロ) ガソリン動車										
				(ハ) 客車										
				(ニ) 貨車										
				(ホ) 電車										
				(2) 自動車										
				(イ) 小型自動車										
				(ロ) 其ノ他										
				(3) 自動自轉車										

部 門	業 別	細 目 別	甲	乙	丙	備 考
	(三六)航空機(部分品 及附属品ヲ含 ム) (三七)ガス器具製造業 (三八)水道器具製造業 (三九)弁及コック製造 業	(4)自轉車				
		(5)其ノ他				
		(1)鋼船				
		(2)木船				

部 門	業 別	細 目 別	甲	乙	丙	備 考
四、兵器及兵 器部分品 製造業	(四)ベルト車、齒車、 車輪、車軸及軸 受製造業	(1)球軸受及コロ軸受				
		(2)齒車				
		(3)其ノ他				
五、窯業	(一)陶磁器製造業	(1)電氣用ノモノ及醫 療用ノモノ				
		(2)耐酸用ノモノ及耐 熱用ノモノ				
	(二)ガラス及ガラス 製品製造業	(1)電氣用ノモノ及醫 療用ノモノ				
		(3)其ノ他				
		(朝鮮)鹽田用「タイ ル」乙				

部門別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
業別	(2) 耐酸用ノモノ及耐熱用ノモノ				
	(3) 乾板用板ガラス				
(三) 煉瓦及耐火物製造業	(4) 光學ガラス				
	(5) 強化ガラス				
	(6) 安全ガラス				
	(7) 船燈用着色ガラス				
	(8) ガラスファイバー及ロックウール				
	(9) 其ノ他				
	(1) 耐火煉瓦				
(2) 其ノ他					

部門別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
業別	(1) セメント柱及管				
	(2) 其ノ他				
(四) 屋根瓦製造業	(1) 工業用耐酸性ノモノ				
	(2) 其ノ他				
(五) セメント製造業	(1) 醫藥				
	(2) 賣藥及賣藥類似品				
(六) セメント製品製造業	(1) 硫酸				
	(2) 硝酸				
(七) 石灰製造業	(1) 硫酸				
	(2) 硝酸				
(八) 珪瑯鐵器製造業	(1) 硫酸				
	(2) 硝酸				
(九) 其ノ他ノ窯業	(1) 硫酸				
	(2) 硝酸				
(一) 製藥業	(1) 硫酸				
	(2) 硝酸				
(二) 工業藥品製造業	(1) 硫酸				
	(2) 硝酸				
(三) ソーダ灰	(1) 硫酸				
	(2) 硝酸				

朝鮮
 乾式製煉所
 ヨリ排煙セ
 ラルル
 中ノ亞硫酸
 瓦ヲ回收ス
 シテ製造ス
 ルモノ

甲ロ

南洋群島 乙イ

部門別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
	(4)苛性ソーダ				
	(5)晒粉				
	(6)壓縮ガス				
	(イ)アンモニア				
	(ロ)鹽素				
	(ハ)酸素				
	(ニ)其ノ他				
	(7)醋酸				
	(8)石炭酸				
	(9)メタノール				
	(10)エーテル				
	(11)グリセリン				

部門別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
	(12)硝酸カリ				
	(13)硝酸アンモン				
	(14)カーバイド				
	(15)人造クリオリット				
	(16)アセトン				
	(17)ブチルアルコール				
	(18)炭酸マグネシア及炭酸石灰				
	(19)其ノ他				
(二)ノ二農業藥品製造業					
(三)染料及中間物製造業					
(1)天然染料					
(2)合成染料					

炭酸
 鹽化マグネシウム及カーバイド

部	門	業	別	細	目	別	イ	甲	ロ	イ	乙	ロ	ハ	丙	備考
		(四)人造ゴム及再生 ゴム製造業		(3)染料中間物其ノ他 コイルタル分溜 物誘導體											
		(五)鞣皮材料製造業		(1)人造ゴム											
		(六)人造香料製造業		(2)再生ゴム											
		(七)塗料及顔料製造業		(1)塗料											
				(イ)漆											
				(ロ)ワニス											
				(ハ)ペイント											
				(甲)船底塗料											
				(乙)其ノ他											

基調
乙イ

		(八)石鹼及化粧品 製造業		(ニ)自動車及航空 機用其ノ他ノ 特殊塗料											
		(九)發火物製造業		(ホ)其ノ他ノ塗料											
				(2)顔料											
				(イ)カーボンプ ラック											
				(ロ)酸化チタン											
				(ハ)其ノ他											
				(1)火藥											
				(2)爆藥											
				(3)導火索											
				(4)煙火											

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
	(十)石油精製業	(5)其ノ他	○			
	(十一)人造石油(頁岩油ヲ含ム)製造業		○			
	(十二)コークス及コークス分溜物製造業			○		
	(十三)代用液體燃料製造業				○	
	(十四)植物油油脂製造業	(1)茶種油		○		
		(2)糠油			○	
		(3)其ノ他				
						(朝鮮) 棉實油 ヒマシ油 ZZZ イロ

	(十五)樟腦製造業	(1)魚油				
	(十六)動物油脂製造業	(2)其ノ他				
	(十七)木蠟製造業					
	(十八)蠟燭製造業	(1)硬化油				
	(十九)加工油製造業	(2)其ノ他				
	(二十)ゴム製品製造業	(1)軟質ゴム製品				
		(イ)タイヤ及其ノ 附屬品				
		(甲)自動車用及 航空機用ノ モノ	○			
		(乙)其ノ他				

部門別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
(三二)人造樹脂及同製品製造業 (三三)蓄音機レコード製造業 (三四)製紙業 (三五)セルロイド及同製品製造業	(ロ)防毒具		○		
	(ハ)其ノ他				
	(2)硬質ゴム製品				
	(1)模造羊皮紙		○		
	(2)ライターペーパー		○		
	(3)其ノ他				
		○			
			○		
		○	○		
		○			
				○	

部門別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
(三六)アセチルセルロース製品製造業 (三七)ヴァルカナイズドファイバー製造業 (三八)寫真用フィルム、乾板及感光紙製造業 (三九)肥料製造業	(1)醫療寫真用及航空寫真用フィルム		○		
	(2)其ノ他				
	(1)植物質及動物質ノモノ		○		
	(2)礦物質ノモノ				
	(イ)過磷酸石灰		○		
	(ロ)磷酸アンモン		○		
		○			
			○		
		○	○		
				○	

部門	業別	細目別	イ	ロ	甲	乙	ハ	丙	備考
	(三十)工業鹽製造業	(ハ)硫酸安		○					
	(三十一)製革業	(ニ)硫酸カリ			○				
	(三十二)二擬革製造業	(ホ)石灰窒素					○	○	
	(三十三)精製毛皮製造業	(ヘ)其ノ他							
	(三十四)糊料製造業	(3)配合肥料							
		(1)兔毛皮							
		(2)其ノ他							
		(1)寫真用ゼラチン		○	○	○			
		(2)其ノ他						○	
								○	
									朝鮮 炭素製造業 甲ロ
									朝鮮 尿素石膏 乙イ

七、製材及木製品工業	(一)製材業	(1)家具、曲物、挽物					○			臺灣 鐵道用枕木 乙イ
	(二)木製品製造業	(2)其ノ他								朝鮮 コルク 乙ロ
八、印刷及製本業										
九、食料品工業	(一)致醉飲料製造業	(1)清酒								
		(2)味淋								
	(三十四)研磨材料及研磨用品製造業	(1)研磨材料								
		(2)研磨用品								
	(三十五)炭素製品製造業	(1)電氣用カーボン								朝鮮 煉炭製造業 乙イ
		(2)活性炭								
		(3)其ノ他								
	(三十六)其ノ他ノ化學工業									

部門別	細目別	甲	乙	丙	備考
(二)調味料製造業	(3)焼酎			<input type="checkbox"/>	
	(4)酒精含有飲料			<input type="checkbox"/>	
	(5)麥酒			<input type="checkbox"/>	
	(6)葡萄酒			<input type="checkbox"/>	
	(7)其ノ他			<input type="checkbox"/>	
	(1)醬油			<input type="checkbox"/>	
	(2)ソース			<input type="checkbox"/>	
	(3)味噌			<input type="checkbox"/>	
	(4)食酢			<input type="checkbox"/>	
	(5)ケチャップ			<input type="checkbox"/>	
	(6)其ノ他			<input type="checkbox"/>	
(三)清凉飲料製造業				<input type="checkbox"/>	

(四)製粉業				<input type="checkbox"/>	
(五)澱粉製造業				<input type="checkbox"/>	
(六)製糖業				<input type="checkbox"/>	
(七)精製糖業				<input type="checkbox"/>	
(八)製菓及製飴業				<input type="checkbox"/>	
(九)罐頭詰製造業				<input type="checkbox"/>	
(十)畜産品製造業				<input type="checkbox"/>	
(十一)水産品製造業				<input type="checkbox"/>	
(十二)機械製鹽業				<input type="checkbox"/>	
(十三)製茶業				<input type="checkbox"/>	
(十四)製氷及冷凍業				<input type="checkbox"/>	
(十五)乾燥野菜製造業				<input type="checkbox"/>	
(十六)其ノ他ノ食料品				<input type="checkbox"/>	
工業				<input type="checkbox"/>	

〔臺灣「タバコカ」乙ロ
南洋群島乙イ
南洋群島乙イ〕

南洋群島 乙イ

〔臺灣 乙イ
朝鮮 乙イ
南洋群島 乙イ〕

部門	業別	細目別	甲	乙	丙	備考
十、電気及瓦斯業	(一) 電気供給事業		○			
	(二) 瓦斯供給事業			○		
十一、其ノ他ノ工業	(一) 紙製品製造業				○	
	(二) 刷毛及刷子製造業				○	
	(三) 綿及麻製網、繩及網製造業				○	
	(四) 製帽業				○	
	(五) 防水布類製造業				○	臺灣 乙ハ

(六) 衛生材料品製造業						
(七) 石綿製品製造業					○	
(八) 燐寸製造業					○	
(九) 金屬箔製造業					○	
(十) 萬年筆、鉛筆及クレヨン製造業					○	
(十一) 機械用ベルト製造業					○	
(十二) 線綿製造業					○	
(十三) ノ二別號ニ掲ゲザル輸出品製造業					○	
(十三) 其ノ他					○	

朝鮮
臺灣
乙イ

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
一、農林業	(一)耕作農業	(1)主要食糧農産品		○		
		(2)其ノ他		○		
	(二)園藝農業	(1)アルコール原料		○		
		(2)苧麻、亞麻及大麻		○		
		(3)茶種		○		
(三)雜農業	(4)玉蜀黍		○			
	(5)其ノ他		○			
	(1)バルブ原木及軍事用材ノ伐採及植林		○			
(四)養蠶業			○			
(五)林業				○		
<p>朝鮮 臺灣 及藥用樹ノ伐採 棉 花 用樹種 乙イ 甲イ 乙イ ス 乙イ 甲イ 乙イ 蠶絲</p>						

(六)畜産業	(1)緬羊						
	(2)其ノ他						
	(七)家畜飼料加工業	(1)乙ノイニ屬スル農林業ニ必要ナルモノ		○			
		(2)其ノ他		○			
	(八)農林土木事業	(1)乙ノイニ屬スル農林業ニ必要ナルモノ			○		
(2)其ノ他				○			
<p>臺灣 朝鮮 土地改良事業 及藥用樹ノ伐採 馬産 甲ロ 乙イ</p>							

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
一、水産業	(一)沿岸漁業 (二)内地沖合遠洋漁業 (三)工船漁業其ノ他ノ海外漁業	(1)母船式鯨漁業 (2)其ノ他				
	(四)養殖業					
	(五)鹽田業					
	(六)其ノ他ノ水産業					
	(七)水産土木事業					
						南洋群島 乙イ
						臺灣 甲ロ
						南洋群島 乙イ

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
一、運輸業	(一)鐵道及軌道 (二)自動車	(1)乗用自動車 (2)乗合自動車 (3)貨物自動車				
	(三)海運業	(1)遠洋航路 (2)近海航路 (3)沿岸航路				
	(四)航空業	(イ)客船 (ロ)其ノ他				
	(五)其ノ他ノ運輸業					
						南洋群島 乙イ

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	イ 乙	イ ハ	丙	備 考
三、電信電話 事業	三、其ノ他ノ 交通業	(一)道路、橋梁ノ經 營 (二)港灣、運河ノ經 營					

第六 商業

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	イ 乙	イ ハ	丙	備 考
一、物品販賣 業	(一)百貨店業 (二)其ノ他						
三、不動產賣 買業	(一)石油輸入業 (二)其ノ他						
四、倉庫業	(一)農業倉庫 (二)商業倉庫 (三)貿易倉庫 (四)其ノ他						
五、金融業	(一)銀行業						

部門	業別	細目別	イ	甲	ロ	イ	乙	ロ	ハ	丙	備考		
六 保險業	(一) 信託業 (二) 貸金業 (三) 質屋業 (四) 其ノ他									○			
											○		
												○	
												○	
												○	
												○	
七 其ノ他ノ商業	(一) 仲買、委託販賣及仲立業 (二) 取引所 (三) 市場業 (四) 證券業 (五) 小運送業 (六) 其ノ他									○			
											○		
												○	
												○	
												○	
												○	

第七 雜業

部門	業別	細目別	イ	甲	ロ	イ	乙	ロ	ハ	丙	備考		
一 雜業	(一) 土木建築請負業 (二) 土地建物賃貸 (貨室ヲ含ム)業 (三) 物品賃貸業 (四) 新聞紙發行及圖書、雜誌出版業 (五) 旅館業 (六) 娛樂及興行ニ關スル事業	(1) 溫泉地及遊園地經營 (2) 劇場及演藝場經營 (3) 競技場、運動場經營								○	南洋群島 乙イ		
											○	南洋群島 乙イ	
												○	
												○	
												○	
												○	

部門別	細目別	イロイロハ			備考
		甲	乙	丙	
(七)映畫製作業 (八)料理業 (九)貸席業 (十)理容業 (十一)上水道業 (十二)埋立及干拓業 (十三)其ノ他	(4)遊戯場				
	(5)演藝、競技、映畫、音樂ニ關スル興行				
	(6)ダンスホール				
	(7)貸船				
	(8)其ノ他				

朝鮮 乙ロ
 臺灣 米作ノ爲ニ
 南洋群島 外ノモノ
 朝鮮 乙イ

第八 其ノ他ノ事業及施設

部門別	細目別	イロイロハ			備考	
		甲	乙	丙		
一、其ノ他ノ事業及施設 (一)教育事業 (二)體育事業 (三)文化事業 (四)慈善事業 (五)社會事業 (六)醫療施設 (七)博覽會 (八)觀光施設 (九)放送事業 (十)削除						

部 門	業 別	細 目 別	イ		丙	備 考
			甲	乙		
	(十二) 社交的施設 (十三) 其ノ他					
				○		
					○	

●臨時資金調整委員會官制 (昭和十二年九月十六日勅令第四百九十八號)

- 第一條 臨時資金調整委員會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ關係各大臣ノ諮問ニ應ジテ資金使用ノ調整ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス
- 委員會ハ資金使用ノ調整ニ關スル事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得
- 第二條 委員會ハ會長一人、副會長二人及委員四十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 前項定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
- 第三條 會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ
- 副會長ハ大藏大臣及商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ
- 第四條 委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官、貴族院議員、衆議院議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 第五條 會長ハ會務ヲ總理ス
- 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル副會長其ノ職務ヲ代理ス
- 第六條 委員會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- 第七條 委員會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 附 則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●臨時資金審査委員會官制

(昭和十二年九月二十七日) 勅令第五百三十六號

改正(昭和十五年十月二十六日) 勅令第六百九十九號

- 第一條 臨時資金審査委員會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ臨時資金調査法第十二條第一項、會社經理統制令第四十條及銀行等資金運用令第五條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス(昭一五ノ一〇勅六九九改正)
 - 第二條 委員會ハ會長一人及委員六人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
 - 特別ノ事項ヲ調査審議スル爲メ必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
 - 第三條 會長ハ日本銀行總裁ヲ以テ之ニ充ツ
 - 第四條 委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及日本銀行職員ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
 - 第五條 臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
 - 第六條 會長ハ會務ヲ總理ス
 - 會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
 - 第七條 委員會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及日本銀行職員ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
 - 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
 - 第八條 委員會ニ書記ヲ置ク關係各廳判任官及日本銀行職員ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
 - 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 附則 (昭和十二年九月二十七日勅令第五百三十六號)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 附則 (昭和十五年十月二十六日勅令第六百九十九號)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎貸付協議書、認可申請書、許可申請書等様式

事業設備資金貸付ニ關スル協議書(様式)

- 1、貸主 住所 商號 (共同融資ナルトキハ連記ノコト)
- 1、借主 住所 商號

資本金位ニ
拂込資本金
代表取締役
配當率
事業並業態
ノ大要

- 1、貸付ノ要項
- (各口若ハ數回ニ互ルトキハ貸付總額並ニ各口若ハ) 貸付金額 (各回ノ貸付ノ種類時期及金額ニ付明細記入ノコト)
- 貸付ノ時期
- 貸付ノ種類
- 貸付利率
- 擔保物件
- 償還期限及其ノ他ノ條件(保證人、償還方法等)
- (トキハ) 貸付ノ必要ト認ムル事情
- 1、借主カ貸付金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計
- 畫及其ノ豫算ノ大要
- 1、右資金ノ調達方法
- 1、事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスル事由
- 1、其ノ他參考トナルハキ事項

右及御協議候也

日本銀行資金調整局長

協 議 者 (記名捺印)

貸付協議書、認可申請書、許可申請書等様式、事業設備資金貸付ニ關スル協議書

(添附書類)
借主カ會社ナルトキハ
1、定款
1、最近ノ貸借對照表及損益計算書
※借主ノ事業計畫ハナルハ別紙主要事項記載様式ニ據ルコト

會社設立認可申請書

(臨時資金調正法施行細則第五條)

一、申請者ノ住所及氏名(申請者ハ發起人又ハ社員タルベキ者)

二、會社ノ住所、商號又ハ名稱及資本金額

三、會社ノ目的タル事業ノ大要

四、會社ノ設立ヲ必要トスル事由

五、會社ノ事業設備ノ計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

六、第一回ノ拂込ノ時期及金額

右會社設立ノ件臨時資金調正法第四條ニ據リ御認可相受度此段申請候也

年 月 日

住所

氏

名 〇

大藏大臣

商工大臣

(注意)

一、右申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スルコト

(1) 定款

(2) 事業計畫明細書及事業收支目録見書

二、會社ノ創立總會ニ於テ前項ノ定款ヲ變更シタルトキ又ハ創立總會ノ終結

ガ會社設立ノ認可ノ日ヨリ六ヶ月以上ヲ經過セル後ナルトキハ發起人ハ

創立總會ノ終結後更メテ以上ノ形式ニ依リ認可申請書ヲ附屬書類ト共ニ

提出スルコト

三、申請書並ニ添附書類ハ正副三通本行本店又ハ支店へ提出スルコト

四、國家カ補助金、助成金又ハ獎勵金ヲ交付スル事業、政府カ資金ノ調達ヲ

承認シタル事業又ハ政府カ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ其ノ旨

特ニ附記スルコト

資本増加認可申請書

(臨時資金調正法施行細則第六條)

一、會社ノ住所及商號又ハ名稱

二、會社ノ現在ノ資本金額

三、資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額

四、資本増加ノ方法(株金増加、株數増加又ハ其双方ノ何レナリヤ詳細ニ記

載スルコト)

五、資本増加ヲ必要トスル事由

六、資本増加ニ依リ調達スル資金ノ使途

七、資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラル、モノナルトキハ

之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

右資本増加ノ件臨時資金調正法第四條ニ據リ御認可相受度此段申請候也

年 月 日

住所

商號又ハ名稱

代 表 者 〇

大藏大臣

商工大臣

(注意)

一、右申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スルコト

(1) 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準スベキモノノ原本

(2) 定款並ニ最終ノ貸借對照表、損益計算書及株主名簿

(3) 資本増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書

二、新株募集ニ關スル事項ノ報告ヲ爲スベキ株主總會ノ終結ガ資本増加ノ認

可ノ日ヨリ六ヶ月以上ヲ經過セル後ナルトキハ會社ハ其ノ株主總會ノ

終結後更メテ以上ノ形式ニ依リ認可申請書ヲ附屬書類ト共ニ提出スル

コト

三、申請書並ニ添附書類ハ正副三通本行本店又ハ支店へ提出スルコト

四、國家カ補助金、助成金又ハ獎勵金ヲ交付スル事業、政府カ資金ノ調達ヲ

承認シタル事業又ハ政府カ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ其ノ旨

特ニ附記スルコト

會社合併認可申請書

(臨時資金調整法施行細則第七條)

- 一、合併スル會社ノ住所及商號又ハ名稱(合併當事會社全部ニ付キ)
- 二、合併スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額
- 三、合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 四、合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額
- 五、合併ノ時期及方法
- 六、合併ヲ必要トスル事由
- 七、合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ事業ノ大要

年 月 日

住所
商號又ハ名稱
代 表 者 ⑩

住所
商號又ハ名稱
代 表 者 ⑩

大藏大臣
商工大臣
股 股

注意

- 一、右申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スルコト
 - (1) 合併ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準ズベキモノノ原本
 - (2) 合併契約書ノ原本
 - (3) 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目録見書
 - (4) 合併スル會社ノ定款並ニ最終ノ貸借對照表、損益計算書及株主名簿又ハ創立總會ノ終結ガ會社合併認可ノ日ヨリ六ヶ月以上ヲ經過セル後ナル時ハ會社ハ創立總會ノ終結後更メテ以上ノ形式ニ依リ認可申請書ヲ附屬書類ト共ニ提出スルコト
- 三、申請書並ニ添附書類ハ正一通及副二通本行本店又ハ支店へ提出スルコト
- 四、國家カ補助金、助成金又ハ獎勵金ヲ交付スル事業、政府カ資金ノ調達ヲ承認シタル事業又ハ政府カ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ其ノ旨特ニ附記スルコト

目的變更認可申請書

(臨時資金調整法施行細則第八條)

- 一、會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二、會社ノ資本金額及拂込資本金額
- 三、會社ノ現在ノ目的及變更後ノ目的
- 四、目的變更ヲ必要トスル事由
- 五、目的變更後ニ於ケル會社ノ事業ノ大要

年 月 日

住所
商號又ハ名稱
代 表 者 ⑩

大藏大臣
商工大臣
股 股

注意

- 一、右申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スルコト
 - (1) 目的變更ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準ズベキモノノ原本
 - (2) 定款並ニ最終ノ貸借對照表、損益計算書及株主名簿
 - (3) 目的變更ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書
- 二、申請書並ニ添附書類ハ正一通及副二通本行本店又ハ支店へ提出スルコト
- 三、國家カ補助金、助成金又ハ獎勵金ヲ交付スル事業、政府カ資金ノ調達ヲ承認シタル事業又ハ政府カ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ其ノ旨特ニ附記スルコト

株金拂込催告許可申請書

(臨時資金調整法施行細則第九條)

一、會社ノ住所及商號又ハ名稱

二、會社ノ資本金額及拂込資本金額

三、株金ノ拂込ノ時期及金額(一株宛及總額双方共記載スルコト)

四、株金ノ拂込ヲ爲カシムルヲ必要トスル事由

五、株金ノ拂込ニ依リ調達スル資金ノ用途

六、資金外事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラレ、場合ハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

右株金拂込催告ノ件臨時資金調整法第四條ニ據リ御許可相受度此段申請候也

年 月 日

住所

商號又ハ名稱

代 表 者 者 〇

大藏大臣 商工大臣

股 股

(注 意)

一、右申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スルコト

(1) 定款並ニ最終ノ貸借對照表、損益計算書及株主名簿

(2) 株金ノ拂込ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書

二、申請書並ニ添付書類ハ正副三通本行本店又ハ支店へ提出スルコト

三、國家ヲ補助シテ助成金又ハ獎勵金ヲ交付スル事業、政府ヲ資金ノ調達ヲ承認シタル事業又ハ政府ヲ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ其ノ旨

特ニ附記スルコト

事業設備(新設)擴張(改良)許可申請書

會社用(臨時資金調整法施行細則第十一條)

一、會社ノ住所及商號又ハ名稱

二、會社ノ資本金額及拂込資本金額

三、事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

四、事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスル事由

右事業設備(新設)擴張(改良)ノ件臨時資金調整法第四條ノ二ニ據リ御許可相受度此段申請候也

年 月 日

住所

商號又ハ名稱

代 表 者 者 〇

大藏大臣 農林大臣 商工大臣

股 股 股

(注 意)

一、右申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スルコト

(1) 定款並ニ最終ノ貸借對照表、損益計算書及株主名簿

(2) 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書

二、申請書並ニ添付書類ハ正副三通本行本店又ハ支店へ提出スルコト

三、國家ヲ補助シテ助成金又ハ獎勵金ヲ交付スル事業、政府ヲ資金ノ調達ヲ承認シタル事業又ハ政府ヲ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ其ノ旨

特ニ附記スルコト

會社以外ノ法人用(臨時資金調整法施行細則第十一條)

事業設備(新設)擴張(改良)許可申請書

- 一、申請者ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
 - 二、事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
 - 三、事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスル事由
- 右事業設備ノ(新設)擴張(改良)ノ件臨時資金調整法第四條ノ二ニ據リ御許可相受度此段申請候也
- 昭和 年 月 日

住所
氏名、商號又ハ名稱
代 表 者 〇

大藏大臣
農林大臣
商工大臣

(注意) 一、右申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スルコト

- (1) 定款、寄附行為又ハ之ニ準ズベキモノ並ニ事業及資産負債ノ概要ヲ知ルニ足ル書類
 - (2) 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支ヲ知ルニ足ル書類
- (人格ナキ團體ナルトキハ團體ノ規約並ニ事業及資産負債ノ概要ヲ知ルニ足ル書類)
- 目録見書
- 一、申請書並ニ添付書類ハ正副三通本行本店又ハ支店へ提出スルコト
 - 二、申請書並ニ添付書類ハ政府ノ事業又ハ政府ノ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ其ノ旨承認シタル事業又ハ政府ノ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ其ノ旨特ニ附記スルコト

個人用(臨時資金調整法施行細則第十一條)

事業設備(新設)擴張(改良)許可申請書

- 一、申請者ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
 - 二、事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
 - 三、事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスル事由
- 右事業設備ノ(新設)擴張(改良)ノ件臨時資金調整法第四條ノ二ニ據リ御許可相受度此段申請候也
- 昭和 年 月 日

住所
商號又ハ名稱
氏名又ハ代表者 〇

大藏大臣
農林大臣
商工大臣

(注意) 一、右申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スルコト

- (1) 現ニ營ム事業ノ概要ヲ知ルニ足ル書類
 - (2) 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支ヲ知ルニ足ル書類
- (人格ナキ團體ナルトキハ團體ノ規約並ニ事業及資産負債ノ概要ヲ知ルニ足ル書類)
- 目録見書
- 一、申請書並ニ添付書類ハ正副三通本行本店又ハ支店へ提出スルコト
 - 二、申請書並ニ添付書類ハ政府ノ事業又ハ政府ノ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ其ノ旨特ニ附記スルコト

事業計画書明細書中主要事項記載様式

- (注意) 一、本明細書ハ申請書三通ニ夫々添付スル外、別ニ各項目(一)、二、三、四、五、六、七)毎ニ別紙ニ記入ノ上申請者名記載セルモノヲ一通調製ノコト
 二、鉄鐵器物製造設備制限規則、機械設備制限規則等ノ場合ノ如ク本法ノ認可ニヨリ其ノ適用ヲ免ル、モノニアリテハ該規則ニヨリ要求サル、申請事項ヲモ適宜記入ノコト

一、土地

(1) 購入地

計	用途	所在地番	地積		買入價額	整地費	買入先	現在農地ナル場合ハソノ利用状況及普通收穫高
			土地面積	現況				

(2) 借地

計	用途	所在地番	地積		借入先	貸賃價額	現在農地ナル場合ハソノ利用状況及普通收穫高
			土地面積	現況			

(3) 所有地

計	用途	所在地番	地積		地積	整地費	現在農地ナル場合ハソノ利用状況及普通收穫高
			土地面積	現況			

- (備考) 一、用途ハ何々工場敷地、倉庫敷地、事務所敷地等ニ區別スルコト
 二、地目ハ田、畑、宅地、山林、原野等ノ區別ヲ掲ゲ、土地面積ノ地目及現況ニ依ル地目兩者ヲ記載スルコト
 三、買入價額ニ付テハ分割拂ナルトキハ其ノ時期並ニ金額ヲ附記スルコト
 四、借地ニ付テハ今後借入ル、モノ現在借入中ノモノ、區別ヲ特記スルコト
 五、農地面積五、〇〇〇坪ヲ超ユルモノハ臨時農地等管理令ノ許可申請内容ヲ有スル報告ヲ當該農地ノ在ル道府縣ノ地方長官ニ提出スルコト

二、建物其他工作物

種別	構造	棟數	延坪	單價	建設費	所要資材		
						資材名	數量	價額

貸付協議書、認可申請書、許可申請書等様式—事業計画書明細書中主要事項記載様式

合計													
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(備考) 一、所要資材ハ鉄、銅、鉛、亜鉛其他金屬又ハ輸入木材等ニ付主要ナルモノヲ記入スルコト
 二、事務所住居設備等ノ場合ハ收容人員ヲ附記スルコト
 三、既存建物買取等ノ場合ハ土地ニ準ジ適宜記入スルコト

三、機械其他ノ設備

(1) 國產機器

分類	機器名	型式、機能	數量	單價	價額	購入先	納入豫定期
合計							
計							
製造又ハ加工用機械							
其他ノ機械及裝置							
器具							
合計							

(備考) 各工場事業場毎ニ記入スルコト

(2) 輸入機器

機器名	型式及機能	製造者名	數量	單價	價額	為替許可申請ノ要項 有許可ノ請者名 申請年月日 申請ノ種類	輸入時期	輸入ヲ必 要トスル 理由

(備考) 各工場事業場毎ニ記入スルコト

四、生産高

(イ) 現在ノ生産能力並ニ實際生産高(一箇年)

製品名	數量	生産能力	實際生産高	主要納入先
計				

(ロ) 設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ因ル増加生産能力並ニ生産豫想高(一箇年)(増加分ノミ記載ノコト)

製品名	數量	生産能力	生産豫想高	主要納入先
計				

貸付協議書、認可申請書、許可申請書等様式—事業計画明細書中主要事項記載様式

五、下請關係 (製造若ハ加工ヲ他人ニ請負ハシムル場合)
 (イ) 現在ノ下請高 (一箇年)

製品名	數量	金額	主要下請先
計			

(ロ) 設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ因ル増減豫想高 (一箇年)

製品名	數量	金額	主要下請先
計			

六、所要運轉資材

(イ) 現在ノ所要運轉資材 (一箇月)

資材名	數量	金額	主要入手先	統制團體名
計				

(ロ) 設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ因ル増加運轉資材 (一箇月)

資材名	數量	金額	主要入手先	統制團體名
計				

(備考) 一、資材名稱ニハ原材料ノ外操業ニ要スル電力、ガス、石炭等ノ動力ニ付イテモ記入ノコト
 二、統制團體名稱ニハ運轉資材ニ付配給ノ統制セラル、場合割當證明書等ノ交付ヲ受クル所屬統制團體名ヲ記入スルコト
 三、各月ノ所要運轉資材ニ著シキ増減アル場合ニハ其ノ事情ヲ附記スルコト
 七、着工及竣工ノ時期並ニ操業開始ノ時期
 但シ設備ノ完了ニ先チ一部運轉開始ヲナスモノアル場合ニハ當該設備ノ種類、生産品名並ニ其ノ時期等ヲ併記スルコト

船舶ニ關スル事業計畫明細書中主要事項記載様式

(注意) 一、本明細書ハ各項目毎ニ各々別ノ用紙ニ記入シ申請者名ヲ記載ノコト
 二、本明細書ハ申請書ニ添付ノモノ以外ニ一通調製ノコト

一、注文者、製造者、製造場所及船價

注文者
 製造者
 製造場所
 船價

(順當リ)

(圓)

二、船舶ノ種類及船質並主要寸法

種類 貨物船 (型)
 船舶改善委員會決定

貸付協議書 認可申請書 許可申請書等様式—事業計畫明細書中主要事項記載様式

船 船
船體主要寸法

全長
長 (垂線間)

幅

滿載吃水

甲板層數

甲板間ノ高さ

貨客船
漁船
其他特殊船 (油輪船 浚渫船等)

三、性能

總噸數
航行區域 (遠洋航路 近海航路 沿岸航路別)
航速
經濟出力
試運轉ニ於ケル速力

航程距離

船口ノ數及大サ

デリックノ數及能力

石炭

四、燃料消費量 (二十四時間)

五、造船假契約、起工竣工等工事進捗豫定期

其他油

假契約 年 月 日 (若ハ龍骨据付時期)

起工 年 月 日

助骨建 年 月 日

進水 年 月 日

竣工 年 月 日

六、本船ノ使途 (冬期 / 夏期 / 等)

實際就航路 (冬期 / 夏期 / 等)

積載貨物別數量

自營又ハ備船若ハ兩者兼用

現有船舶隻數並噸數 (内、何隻何噸徵用中、何隻何噸建造中)

船員雇備方法

以上

●土地其ノ他ノモノヲ收用シ又ハ購入シタル者等ノ報告ニ

關スル件 (大藏省令第二十七號) 改正 (昭和十八年七月三十一日) (昭和十七年四月一日) (大藏省令第六十七號)

第一條 臨時資金調整法施行令(以下令ト稱ス)第九條ノ二第一項第一號乃至第四號又ハ第六條ニ掲クルモノヲ收用シ又ハ購入シタル者ハ此等ノモノヲ收用セラレ若ハ賣却シタル者又ハ其ノ利害關係人毎ニ其ノ代價金トシテ支拂フヘキ金錢 (以下代價金ト稱ス)ニシテ三千圓以上ノモノニ付其ノ代價金支拂前ニ於テ金額確定後遲滞ナク別表第一號様式ニ依ル報告ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ但シ左ノ各號ニ掲クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

土地其ノ他ノモノヲ收用シ又ハ購入シタル者等ノ報告ニ關スル件

- 一 國又ハ地方公共團體ヨリ購入シタルトキ
- 二 令第九條ノ二第一項第一號乃至第四號又ハ第六號ニ掲クルモノノ賣買ヲ爲スヲ業トスル者ヨリ當該物件又ハ權利ヲ收用シ又ハ購入シタルトキ
- 三 臨時資金調整法第二條ノ金融機關ヨリ收用シ又ハ購入シタルトキ
- 四 臨時資金調整法第十五條ノ五ノ規定ニ依ル命令ニ基キ株式ノ讓渡ヲ受ケタルトキ
- 五 企業整備資金措置法施行令第一條ノ規定ニ依リ企業整備資金措置法第四條ノ規定ニ依ル決濟(以下特殊決濟ト稱ス)ヲ爲スコトヲ要スルトキ
- 六 企業整備資金措置法施行規則第七條第一項第七號又ハ第八號ノ規定ニ依リ特殊決濟ヲ爲スコトヲ要セサルトキ
- 七 産業設備營團、國民更生金庫又ハ帝國鑛業開發株式會社ヨリ購入シタルトキ
- 八 其ノ他大藏大臣ノ指定スルトキ
- 第二條 令第九條ノ二第一項第五號ニ掲クル物品カ入札其ノ他競争ノ方法ニ依リ賣却セラルル場合ニ於テハ其ノ札元又ハ之ニ準スヘキ者ハ其ノ賣却者毎ノ賣却代金ニシテ三千圓以上ノモノニ付其ノ賣却代金確定後遲滞ナク別表第二號様式ニ依ル報告書ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ
- 第三條 令第九條ノ二第一項第一號乃至第四號又ハ第六號ニ掲クルモノヲ收用セラレ又ハ賣却シタル者ハ其ノ受クヘキ代價金ニシテ三千圓以上ノモノニ付其ノ金額確定後遲滞ナク別表第三號様式ニ依ル報告書ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ但シ左ノ各號ニ掲クル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 - 一 地方公共團體カ賣却シタルトキ
 - 二 令第九條ノ二第一項第一號乃至第四號又ハ第六號ニ掲クルモノノ賣買ヲ爲スヲ業トスル者カ該當物件又ハ權利ヲ收用セラレ又ハ賣却シタルトキ
 - 三 臨時資金調整法第二條ノ金融機關カ收用セラレ又ハ賣却シタルトキ
 - 四 臨時資金調整法第十五條ノ五ノ規定ニ依ル命令ニ基キ株式ヲ讓渡シタルトキ
 - 五 企業整備資金措置法施行令第一條ノ規定ニ依リ特殊決濟ヲ爲スコトヲ要スルトキ
 - 六 企業整備資金措置法施行規則第七條第一項第七號又ハ第八號ノ規定ニ依リ特殊決濟ヲ爲スコトヲ要セサルトキ

七 産業設備營團、國民更生金庫又ハ帝國鑛業開發株式會社カ賣却シタルトキ

八 産業設備營團ニ對シ賣却シタルトキ

九 其ノ他大藏大臣ノ指定スルトキ

第四條 左ノ各號ノ場合ニ於ケル金銭債務ノ債務者ハ當該債務決濟前ニ於テ金額確定後遲滞ナク別表第四號様式ニ依ル報告書ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ但シ企業整備資金措置法施行令第一條ノ規定ニ依リ特殊決濟ヲ爲スコトヲ要スルモノ又ハ企業整備資金措置法施行規則第七條第一項第七號若ハ第八號ノ規定ニ依リ特殊決濟ヲ爲スコトヲ要セサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 一件ノ金額五百圓以上ノ實績補償共助金ヲ交付スルトキ

二 會社ノ合併(會社カ法令ニ依リ當該法令ニ基キ設立セラルル法人ト爲リ又ハ之ニ吸收セラルル場合ヲ含ム)ニ伴ヒ株主又ハ社員等ニ對シ一人ニ付五百圓以上ノ合併交付金(分類所得稅額及經過利益配當、經過基金利息又ハ經過基金配當ニ相當スル金額ヲ控除シタル殘額)ヲ交付スルトキ但シ當該合併ニ付臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依ル認可、許可、免許又ハ命令アリタルトキヲ除ク

三 事務所、營業所、工場又ハ事業場ニ付其ノ所屬勤務者十人以上ノ時期ヲ同シクスル退職ニ際シ當該退職者一人ニ付五百圓以上ノ退職金又ハ之ニ準スヘキ給與(分類所得稅額ニ相當スル金額ヲ控除シタル殘額)ヲ支給スルトキ但シ會社經理統制令其ノ他ノ法令ニ依ル當該退職金又ハ之ニ準スヘキ給與ノ支給ニ關スル許可又ハ命令ニ基キ其ノ全部又ハ一部ヲ國債其ノ他現金以外ノモノヲ以テ支給スルトキヲ除ク

四 其ノ他大藏大臣ノ指定スルトキ

第五條 第一條及第二條ノ報告書ハ代價金又ハ賣却代金ヲ受クヘキ者ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スルコトヲ要ス第三條及前條ノ報告書ハ之ヲ提出スヘキ者ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スルコトヲ要ス但シ退職金又ハ之ニ準スヘキ給與ニ關スル前條ノ報告書ニ付テハ退職スヘキ者ノ勤務スル事務所、營業所、工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スルコトヲ要ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

土地其ノ他ノモノヲ收用シ又ハ購入シタル者等ノ報告ニ關スル件

土地其ノ他ノモノヲ收用シ又ハ購入シタル者等ノ報告ニ關スル件

別表

第一號様式

土地建物設備等購入(收用)報告書

昭和 年 月 日

報告者ノ住所
氏名 商號又ハ名稱
(代表者氏名)

大藏大臣

殿

購入(收用)スルモノノ種類	所在地	金額	支拂方法	支拂豫定年月日	賣却者(被收用者又ハ利害關係人)	
					住	氏名

備考

- 一、本報告書ハ一通作成シ代價金ヲ受クヘキ者ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ニ提出スヘシ
 - 二、支拂方法ノ欄ニハ現金以外ノモノ(國債其ノ他ノ有價證券 預金 金銭信託等)ニ依ル交付ト現金ニ依ル交付トニ区分シ其ノ具體的方法ヲ簡記スヘシ
- 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ代金ノ全部又ハ一部ニ付國債ヲ以テ交付スヘキ旨等ノ條件ヲ附セラレタルトキハ其旨併記スヘシ

第二號様式

書畫骨董賣却報告書

昭和 年 月 日

報告者ノ住所
氏名 商號又ハ名稱
(代表者氏名)

大藏大臣

殿

種類	賣却年月日	賣却金額	代金交付年月日	住賣者	
				住	氏名

備考

本報告書ハ一通作成シ賣却代金ヲ受クヘキ者ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ニ提出スヘシ

第三號様式

代價金處分豫定報告書

昭和 年 月 日

報告者ノ住所
職業、氏名、商號又ハ名稱
(代表者氏名)

大藏大臣

殿

土地其ノ他ノモノヲ收用シ又ハ購入シタル者等ノ報告ニ關スル件

印

代 價 金	備 考
右ノ處分豫定	賣却シ又ハ收用セラレタルモノノ種類及所在地 賣却先又ハ收用者 昭和 年 月 日受領(又ハ受領ノ豫定)
(一) 國 債 購 入	購 入 先 昭和 年 月 日購入ノ豫定
(二) 貯蓄債券券購入	購 入 先 昭和 年 月 日購入ノ豫定
(三) 銀行定期預金	預 入 先 昭和 年 月 日預入ノ豫定
(四) 金 錢 信 託	委 託 先 昭和 年 月 日契約ノ豫定
(五) 、 、 、 、 、	昭 和 年 月 日 、 、 、
(六) 舊 債 償 還	債 權 者 昭 和 年 月 日 債務總額
(七) 、 、 、 、 、	昭 和 年 月 日 日辨濟ノ豫定

備考
一、本報告書ハ一通作成シ報告者ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ニ提出スヘシ
二、舊債償還ニ充當シ其ノ他貯蓄以外ノ處分ヲ爲スヘキ場合ニ在リテハ其ノ處分ノ目的別ニ區分掲記シ其ノ詳細ヲ備考欄ニ記入スヘシ

三、金融機關ニ對スル定期預金、定期貯金又ハ据置貯金ニシテ契約期間二年以上ノモノ又ハ契約ノ更新ニ依リ二年以上ノ期間繼續スヘキコトヲ約シタルモノハ其ノ年限ヲ備考欄ニ記載スヘシ
四、生命保險、簡易生命保險ノ保険料又ハ郵便年金ノ掛金ニシテ一時拂込ノモノハ其ノ旨備考欄ニ記載スヘシ

第四號様式
甲 實績補償共助金報告書

昭和 年 月 日

報告者ノ住所
氏名 商號又ハ名稱
(代表者氏名)

殿

印

一、總額ニ關スル調
大藏大臣

金 額	交 付 方 法	交 付 豫 定 年 月 日	交 付 受 取 者 數	摘 要
■			人	

二、各人別ニ關スル調

金 額	交 付 方 法	交 付 受 取 者	
		住 所	氏 名
■			

備考

土地其ノ他ノモノヲ收用シ又ハ購入シタル者等ノ報告ニ關スル件

土地其ノ他ノモノヲ收用シ又ハ購入シタル者等ノ報告ニ關スル件

- 一、本報告書ハ實績補償共助金ノ交付ヲ爲ス者之ヲ提出スヘシ
 - 二、本報告書ハ一通作成シ報告者ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ニ提出スヘシ
 - 三、金額ノ欄ニハ企業整備資金措置法ニ依ル特殊決済ニ依ラサル金額ヲ記載シ一部特殊決済ニ依リタル場合モ其ノ現金決済ノ部分ニ付テ之ヲ記載スヘシ
 - 四、交付方法ノ欄ニハ現金以外ノモノ(國債其ノ他ノ有價證券 預金 金錢信託等)ニ依ル交付ト現金ニ依ル交付トニ區分シ其ノ具體的方法ヲ簡記スヘシ
 - 五、「各人別ニ關スル調」ニハ五百圓以上ノモノニ付テノミ之ヲ記載スヘシ
- 乙 合併交付金報告書
- 昭和 年 月 日

報告者ノ住所及商號
(代表者氏名)

大藏大臣
一、總額ニ關スル調

區分	交付金額	稅分所得額	經過配當額	差引手取額	手取交付金額 千圓ニ滿タサル 株主ノ數	手取交付總額	交付方法	交付豫定 年月日

二、各人別ニ關スル調

株主 姓名	住所	交付方法	手取交付金額	新株 株數	舊株 株數

備考

- 一、本報告書ハ合併交付金ノ交付ヲ爲ス者之ヲ提出スヘシ
 - 二、本報告書ハ一通作成シ報告者ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ニ提出スヘシ
 - 三、手取交付金總額及手取交付金額ノ欄ニハ企業整備資金措置法ニ依ル特殊決済ニ依ラサル金額ヲ記載スヘシ
 - 四、交付方法ノ欄ニハ現金以外ノモノ(國債其ノ他ノ有價證券 預金 金錢信託等)ニ依ル交付ト現金ニ依ル交付トニ區分シ其ノ具體的方法ヲ簡記スヘシ
 - 五、「各人別ニ關スル調」ニハ株主ノ手取交付金額五百圓以上ノモノニ付テノミ之ヲ記載スヘシ
 - 六、報告ヲ爲スヘキ者カ株式會社以外ノモノナルトキハ本様式ニ準シ報告書ヲ作成シ之ヲ提出スヘシ
- 丙 退職給與等支給報告書
- 昭和 年 月 日

報告者ノ住所
氏名 商號又ハ名稱
(代表者氏名)

大藏大臣
一、總額ニ關スル調

種別	手取金額	支拂方法	支拂豫定年月日	支拂ヲ受クル者 ノ數	勤務場所	摘要

二、各人別ニ關スル調

種別	手取金額	支拂方法	受給者 姓名	役員社員等ノ別 氏名

土地其ノ他ノモノヲ收用シ又ハ購入シタル者等ノ報告ニ關スル件

備考

- 一、本報告書ハ退職給與等ノ支給ヲ爲ス者之ヲ提出スヘシ
- 二、本報告書ハ退職スヘキ者ノ勤務スル事務所、營業所、工場又ハ事業場毎ニ一通作成シ其ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ニ提出スヘシ
- 三、種別欄ニハ退職給與金及之ニ準スヘキ給與ノ種類ヲ記載スヘシ
- 四、手取金額ノ欄ニハ分類所得稅額ニ相當スル金額ヲ控除シタル殘額ヲ記載スヘシ
- 五、支給方法ノ欄ニハ現金以外ノモノ(國債其ノ他ノ有價證券、預金、金錢信託等)ニ依ル支給ト現金ニ依ル支給トニ區分シ其ノ具體的方法ヲ簡記スヘシ
- 六、「總額ニ關スル調」ハ時期ヲ同シタル退職者ノ全部ニ付之ヲ作成シ「各人別ニ關スル調」ニハ手取金額五百圓以上ノモノニ付テノミ之ヲ記載スヘシ

●國債貯金規則

(昭和十八年六月三日 改正昭和十八年十月一日)
大藏 農林省令

- 第一條 銀行(日本銀行ヲ除ク)、市街地信用組合、産業組合其ノ他大藏大臣ノ指定スル者(以下指定貯蓄取扱機關ト稱ス)ハ國債貯金ノ受入ヲ爲スベシ
- 第二條 國債貯金ハ大藏大臣ノ指定スル國債(以下指定國債ト稱ス)ヲ購入スル場合ヲ除クノ外其ノ拂出ヲ爲スコトヲ得ズ但シ國債貯金ノ全部ノ拂出ヲ爲ス場合ニ於テ指定國債ヲ購入スルニ足ラザル金額及第六條ノ規定ニ依リ元金ニ組入レタル利子ニ相當スル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 前項ノ國債ノ購入ハ貯金者當該國債貯金ノ預入先タル指定貯蓄取扱機關ニ委託シ之ヲ爲スコトヲ要ス
- 第三條 國債貯金ノ一回ノ預入金額ハ之ヲ一回以上トス(昭一八ノ二〇)
- 第四條 削除(昭一八ノ二〇)

第五條 指定貯蓄取扱機關第二條第二項ノ委託ヲ受ケタルトキハ國債貯金ノ拂出金ヲ以テ指定國債ヲ購入シ之ヲ交付スベシ

第六條 指定貯蓄取扱機關ハ其ノ受入レタル國債貯金ニ對シ年二回利子ヲ計算シ之ヲ元金ニ組入ルルモノトス

第七條 國債貯金ニ對スル利子ニ付テハ分類所得稅ヲ免除ス貯蓄總額ガ七千圓ヲ超エザルモノノ利子ニ對スル綜合所得稅ニ付亦同ジ所得稅法施行規則第八條第一項ノ規定ハ前項ノ貯金總額ノ計算ニ付之ヲ準用ス(昭一八ノ一〇)

第八條 指定貯蓄取扱機關ハ國債貯金總額ニ相當スル國債ヲ保有スベシ但シ五十圓未満ノ端數ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

市街地信用組合又ハ産業組合ハ産業組合聯合會又ハ産業組合中央金庫ヘノ貯金ヲ以テ前項ノ國債ニ代フルコトヲ得

第一項ノ規定ハ前項ノ貯金ヲ受入レタル産業組合聯合會又ハ産業組合中央金庫ヘノ貯金ヲ以テ國債ニ代フルコトヲ得

第一項ノ規定ハ第二項又ハ前項但書ノ貯金ヲ受入レタル産業組合中央金庫ニ付之ヲ準用ス第一項ノ國債貯金總額並ニ産業組合聯合會又ハ産業組合中央金庫ノ受入レタル第二項又ハ第三項但書ノ貯金總額ハ每四半年末日現在ニ依リ之ヲ定ム

第九條 大藏大臣ハ國債貯金又ハ前條第二項若ハ第三項但書ノ貯金ヲ取扱ヒタル指定貯蓄取扱機關、産業組合聯合會又ハ産業組合中央金庫ニ對シ補助金ヲ交付ス

第十條 指定貯蓄取扱機關、産業組合聯合會又ハ産業組合中央金庫ハ毎年三月及九月ノ各月末日前六箇月ニ於ケル國債貯金又ハ第八條第二項若ハ第三項但書ノ貯金ノ受入及拂出ノ狀況ヲ記載シタル報告書ヲ各翌月十五日迄ニ大藏大臣ニ提出スベシ

附則

●貯蓄券規則

(昭和十八年十月十三日)
大藏省令第九十三號

臨時資金調整法第十條ノ三及第十條ノ四ノ規定ニ依リ貯蓄券規則左ノ通定ム

第一條 貯蓄券ハ政府之ヲ發行ス

貯蓄券ノ様式ハ大藏大臣之ヲ告示ス

第二條 貯蓄券ノ券面金額ノ種類ハ五十錢、一圓、五圓及十圓ノ四種トス

貯蓄券ハ券面金額ヲ以テ之ヲ賣出スモノトス

第三條 貯蓄券ハ券面金額ヲ以テ左ニ掲グル貯蓄ニ充ツルコトヲ得

一 國債貯金

二 銀行(日本銀行ヲ除ク)、市街地信用組合、市町村農業會又ハ産業組合ノ定期預金又ハ据置貯金

三 合同運用信託

四 金融組合ノ定期預金又ハ据置預金

貯蓄券ハ當該證券ニ記載セル發行ノ年及其ノ翌年中ニ限り之ヲ前項ノ貯蓄ニ充ツルコトヲ得

第四條 貯蓄券ニ依リ前條第一項各號ノ貯蓄ノ受入ヲ爲シタル者ハ其ノ受入レタル貯蓄券ノ券面金額ニ相當スル金錢ノ交

付ヲ大藏大臣ニ請求スルコトヲ得但シ前條第二項ノ期間經過後ニ受入レタル貯蓄券ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ請求ハ日本勸業銀行ニ委託シテ之ヲ爲スベシ

第五條 第三條第一項第一號乃至第三號ニ掲グル貯蓄ノ受入ヲ爲ス者ハ貯蓄券ニ依ル當該貯蓄ノ受入ヲ爲スベシ

第六條 貯蓄券ノ發行及回收ニ關スル事務ハ日本勸業銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎大藏省告示第三三三號 (昭和十八年七月三十一日)

臨時資金調整法施行令(以下令ト稱ス)第九條ノ二第一項第六號ノ規定ニ依リ左ニ掲グルモノヲ指定ス

一 事業ノ全部又ハ一部

二 廢止又ハ休止シタル事業ニ屬スル資産ノ全部又ハ一部ニシテ交易營團、帝國鑛業開發株式會社、日本石炭株式會社

又ハ金屬回收統制株式會社ニ讓渡スルモノ但シ令第九條ノ二第一項第一號乃至第四號ニ掲グルモノヲ除ク

昭和十八年十二月十三日印刷
昭和十八年十二月十五日發行

大藏省編纂
印刷局印刷發行

販賣所印刷局發行課

東京都麹町區大手町

電話九ノ内線三五二一三五九

振替東京一九〇〇〇

全國各地官報週報普及部

全國各地主要書店

定價三十錢

967
247

納稅團體制度の解説
 國家總動員法令集 第八回加除濟
 官
 加一第九司 定價五十五錢
 定價十五錢
 送料四錢
 定價二圓五十錢
 送料二十錢

製本控 冊第 號

967 國 247 號 年 月 日

書名 臨時法令調整法令)

著者 入 年 月 日

受入 年 月 日

備考

送料四錢 第三十七回 送料四錢

967

247

官廳編纂圖書抄

納稅團體制度の解説

國家總動員法令集 第八回加除濟

加	除	錄
第九回	第十一回	第十三回
定價五十五錢 送料十二錢	定價二十錢 送料二十錢	定價八十二錢 送料十二錢
第十回	第十二回	
定價八十錢 送料十五錢	定價七十錢 送料二十錢	

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律及關係法規集 第二十七回加除濟

加	除	錄
第二十八回	第三十回	第三十二回
定價四十錢 送料八錢	定價五十錢 送料八錢	定價三十錢 送料八錢
第二十九回	第三十一回	第三十三回
定價五十錢 送料八錢	定價四十錢 送料八錢	定價五十錢 送料八錢
		第三十五回
		定價四十錢 送料八錢
		第三十七回
		定價四十錢 送料八錢

印刷局發行

967
247



